

**芦屋市第 6 期障がい福祉計画・
芦屋市第 2 期障がい児福祉計画（原案）**

**令和 3 年 1 月
芦屋市**

【目次】

第1章 計画の背景	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の策定体制	5
4 計画の期間	7
第2章 芦屋市の現状	8
1 芦屋市の人口の状況	8
2 障がい者手帳所持者数の推移	10
3 障がいのある児童の就学状況	18
4 障がいのある人の求職状況	20
第3章 障がい福祉サービス等の現状	21
1 障がい福祉サービス	21
2 居住系サービス及び指定相談支援(サービス等利用計画作成)	23
3 障がい児支援	24
4 地域生活支援事業	25
5 アンケート調査の結果	29
6 インタビュー調査の結果	35
第4章 成果目標の設定	44
1 施設入所者の地域生活への移行	44
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	45
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	47
4 福祉施設から一般就労への移行等	47
5 障がい児支援の提供体制の整備等	50
6 相談支援体制の充実・強化等	52
7 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組	53
第5章 障がい福祉サービス等の見込量の設定	54
1 法定サービス	54
2 地域生活支援事業	66
3 その他取組事項	73

第6章 計画の推進体制.....	74
1 庁内の推進体制.....	74
2 地域との連携.....	74
3 県及び近隣自治体等との連携.....	74
4 計画の進行管理.....	74
資料編.....	75
1 芦屋市第6期障がい福祉計画・芦屋市第2期障がい児福祉計画策定経過.....	75
2 芦屋市障害福祉計画策定委員会設置要綱.....	76
3 芦屋市第6期障害福祉計画・芦屋市第2期障害児福祉計画策定委員会委員名簿.....	78
4 芦屋市障害福祉計画推進本部設置要綱.....	79
5 芦屋市障害福祉計画推進本部員名簿.....	82
6 芦屋市障害福祉計画推進本部幹事会委員名簿.....	83
7 芦屋市社会福祉審議会規則.....	84
8 芦屋市社会福祉審議会委員名簿.....	85
9 用語集.....	86

※マークのあるものについては、巻末に用語説明を加えています。

注意：「障害者」の「害」表記について

芦屋市では、心の※バリアフリーを推進するため、「障害者」等の「害」の字の表記については可能な限りひらがなで表記するか、ほかの言葉で表現しますが、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や固有名詞については変更せずに引き続き「害」の字を使っています。

なお、芦屋市では、今回の計画から「芦屋市第6期障がい福祉計画・芦屋市第2期障がい児福祉計画」と表記します。

第1章 計画の背景

1 計画策定の趣旨

芦屋市障がい福祉計画は「*障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、国の*基本指針に即して障がいのある人の地域生活や一般就労などの支援に向けて目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等の見込量の設定やその基盤整備に向けた方策などを定めるものです。

また、平成28年の障害者総合支援法及び*児童福祉法の一部改正により、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「障害児福祉計画」という。）を定めるものとされたため、前期計画より「芦屋市障害児福祉計画」を策定しています。なお、障がい児福祉計画は、障がい福祉計画と一体のものとして作成することができることとされていることから、本市では、「芦屋市障がい福祉計画」と「芦屋市障がい児福祉計画」を一体のものとして策定します。

*地域共生社会の実現に向け、障がいのある人及び障がいのある児童（以下「障がいのある人等」という。）のニーズ等を踏まえつつ、これからの本市における障がいのある人等の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等に係る令和5年度(2023年度)末の数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービス及び障害児通所支援等を計画的に推進するため「芦屋市第6期障がい福祉計画」及び「芦屋市第2期障がい児福祉計画」（以下「芦屋市第6期障がい福祉計画等」という。）を策定します。

なお、国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な目標）の実現に向けて、地方自治体には、「様々な計画にSDGsの要素を反映すること」が期待されています。本計画においても、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点のもと、持続可能な障がい者福祉施策を推進していくとともに、令和2年4月に新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発令されて以来、従来型の生活様式からの転換が迫られ、日常生活の新たなあり方が模索されているため、障がい者福祉施策についても、新しい視点での見直しや工夫を実施していきます。

障害者総合支援法の基本理念：

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること。

児童福祉法の基本理念：

児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努め、ひとしくその生活を保障し、愛護すること。

芦屋市障がい者（児）福祉計画第7次中期計画の基本理念：

障がいのある人もない人も、住みなれた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋
～お互いを思いやり 支え合うまちをめざして～

2 計画の位置付け

この計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。なお、障がいのある人等の福祉全般に関わる計画として、*障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」である「芦屋市障がい者（児）福祉計画」を策定しており、本計画はそのうち、障がいのある人等の地域生活支援等に係る数値目標に関する事項を定める計画です。

(参考)

- 障害者基本法第 11 条第 3 項

「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。」

- 障害者総合支援法第 88 条第 1 項

「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。」

- 児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項

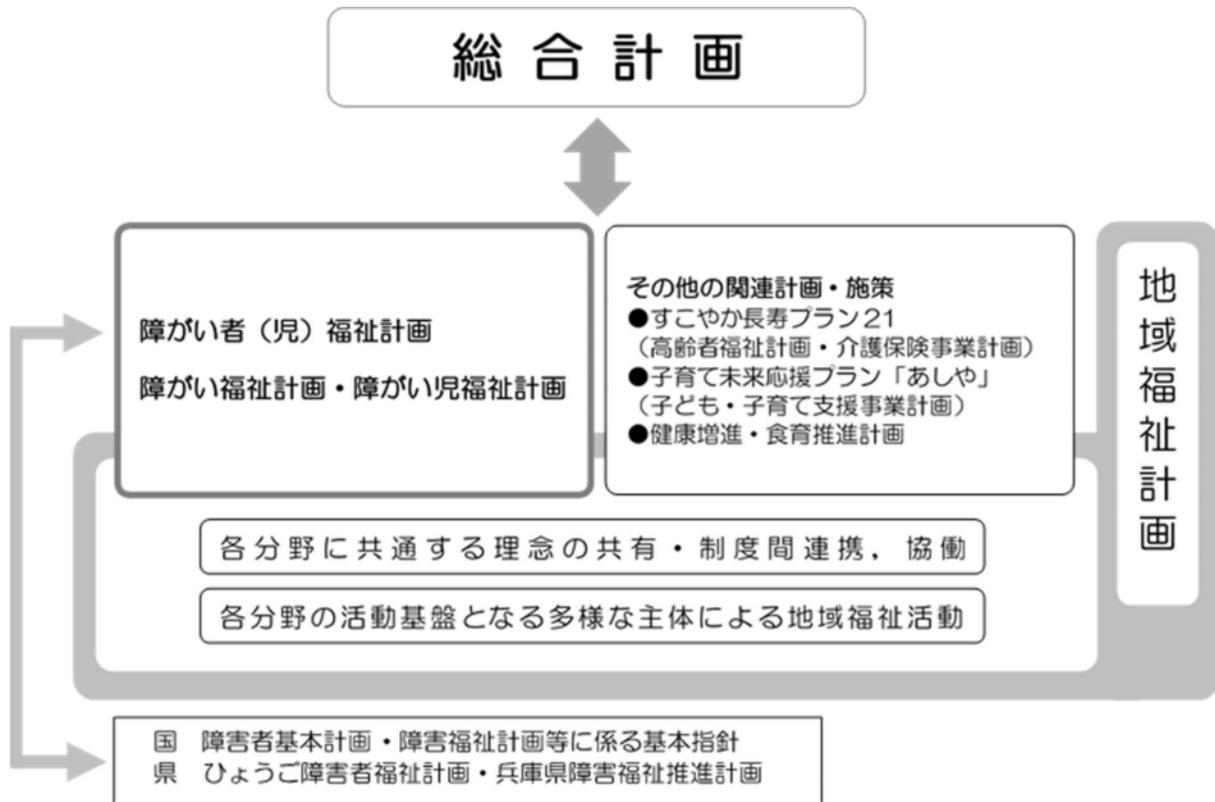
「市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。」

- 第 6 期障害福祉計画等に係る国の基本指針（基本理念）

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画を作成することが求められています。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保
- 7 障害者の社会参加を支える取組

【計画の位置づけ】



3 計画の策定体制

(1) 学識経験者，市民等による策定体制

計画の策定に当たり，学識経験者，保健・医療関係者，障がい者団体，社会福祉団体等のほか，公募の市民の参画を得て「芦屋市障害者(児)福祉計画・障害福祉計画策定委員会」を組織し，第6期障がい福祉計画等の内容の検討を行いました。

(2) 庁内検討体制

庁内においては「芦屋市障害福祉計画推進本部」を組織し，検討を行いました。

(3) アンケート調査，インタビュー調査の実施

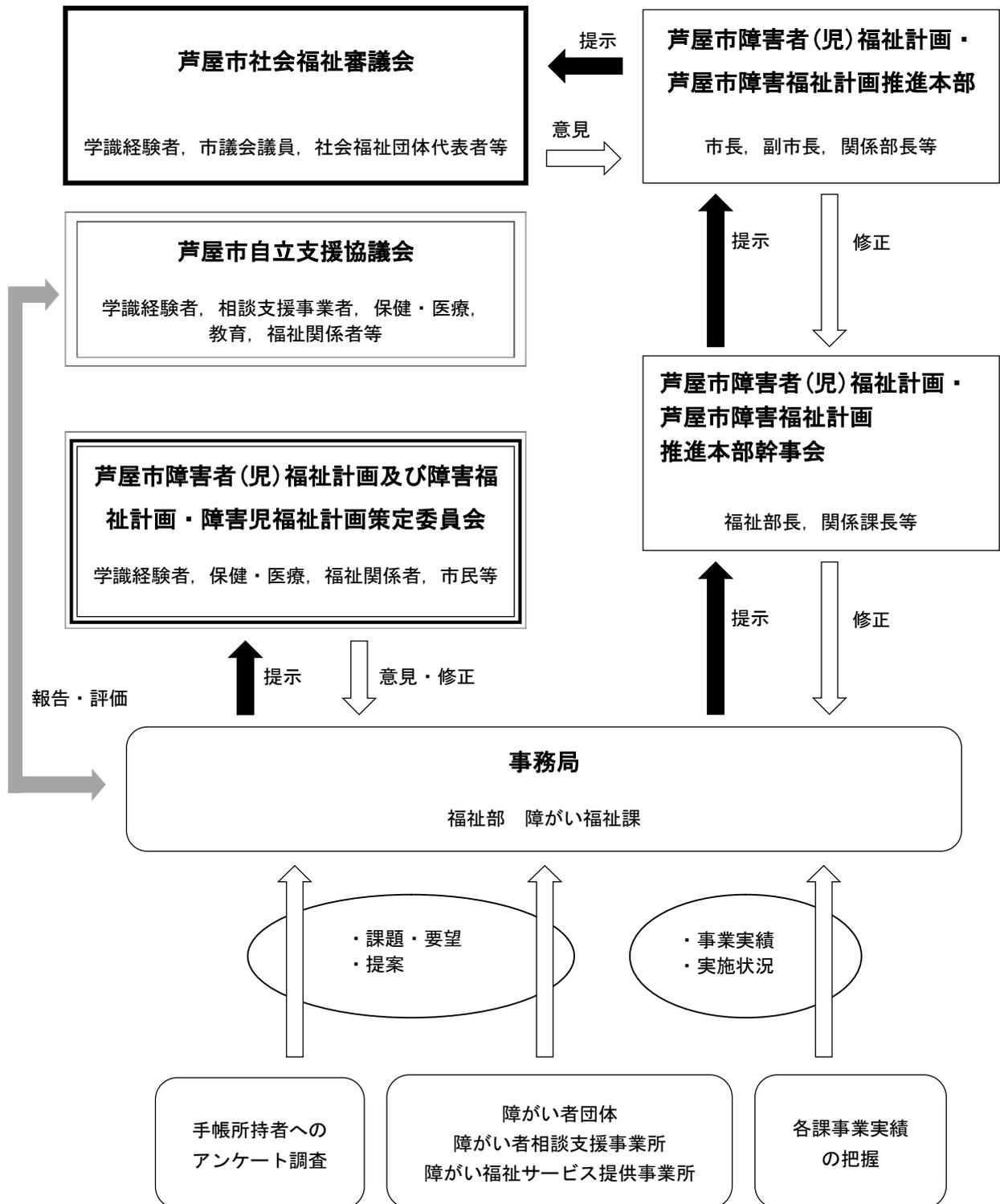
計画の策定に当たり，その基礎資料とするため，障がい者手帳所持者を対象にアンケート調査を実施しました。

また，障がい者団体，※障がい者相談支援事業所，障がい福祉サービス提供事業所へのインタビュー調査を実施し，現状や課題の把握を行いました。

(4) 事業実績，実施状況の把握と検証

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の事業実績，実施状況を把握し，計画の評価機関である自立支援協議会において意見をいただきました。

【計画の策定体制】



4 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和5年度（2023年度）までの3年間とします。

ただし、社会情勢の変化や法制度の改正、第5次芦屋市総合計画など関連計画の見直しが行われ、計画内容に変更の必要性が生じた場合は、計画期間中であっても適宜、必要な見直しを行うものとします。

令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
芦屋市障がい者（児）福祉計画 第7次中期計画					
芦屋市第6期障がい福祉計画			芦屋市第7期障がい福祉計画		
芦屋市第2期障がい児福祉計画			芦屋市第3期障がい児福祉計画		

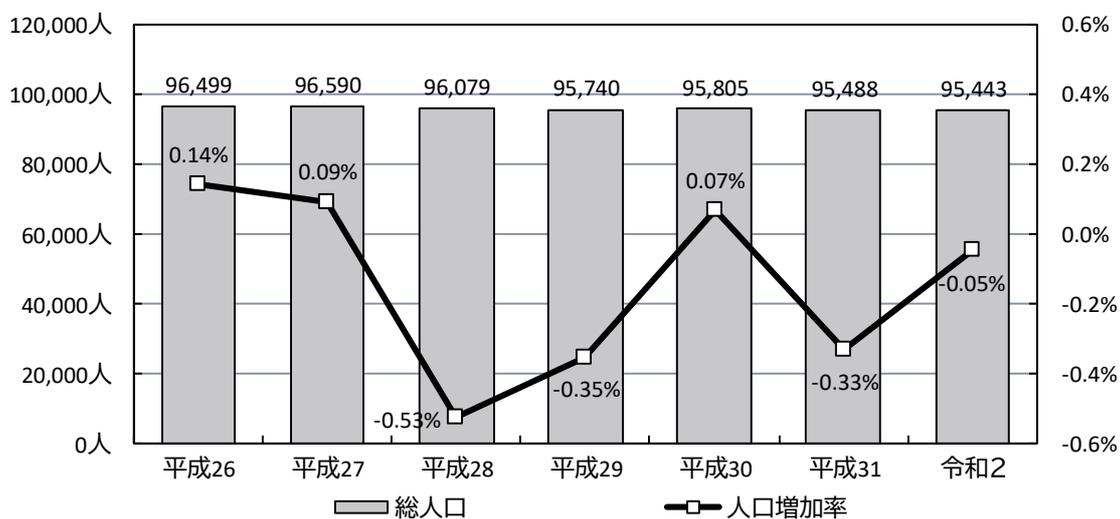
第2章 芦屋市の現状

1 芦屋市の人口の状況

芦屋市の総人口の推移をみると、総人口は平成28年以降は減少傾向で推移しており、令和2年は95,443人となっています。

年齢区別に人口の推移をみると、「65歳以上」人口は増加傾向となっており、高齢化率は令和2年で29.2%となっています。一方、「0～14歳」人口の比率は減少傾向で推移しています。

【総人口の推移】



【年齢階層別総人口（年少人口・生産年齢人口・老年人口）】

(人)

	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	令和2
総人口	96,499	96,590	96,079	95,740	95,805	95,488	95,443
0～14歳	12,915	12,842	12,621	12,412	12,249	12,056	11,899
15～64歳	58,573	57,944	57,114	56,549	56,341	55,896	55,674
65歳以上	25,011	25,804	26,344	26,779	27,215	27,536	27,870
比率							
0～14歳	13.4%	13.3%	13.1%	13.0%	12.8%	12.6%	12.5%
15～64歳	60.7%	60.0%	59.4%	59.1%	58.8%	58.5%	58.3%
65歳以上	25.9%	26.7%	27.4%	28.0%	28.4%	28.8%	29.2%

【年齢階層別総人口（18歳未満人口・18～64歳人口・65歳以上人口）】

(人)

	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	令和2
総人口	96,499	96,590	96,079	95,740	95,805	95,488	95,443
0～17歳	15,457	15,493	15,311	15,106	14,951	14,746	14,613
18～64歳	56,031	55,293	54,424	53,855	53,639	53,206	52,960
65歳以上	25,011	25,804	26,344	26,779	27,215	27,536	27,870
比率							
0～17歳	16.0%	16.0%	15.9%	15.8%	15.6%	15.4%	15.3%
18～64歳	58.1%	57.2%	56.6%	56.3%	56.0%	55.7%	55.5%
65歳以上	25.9%	26.7%	27.4%	28.0%	28.4%	28.8%	29.2%

資料：住民基本台帳・外国人登録人口 各年3月末日現在

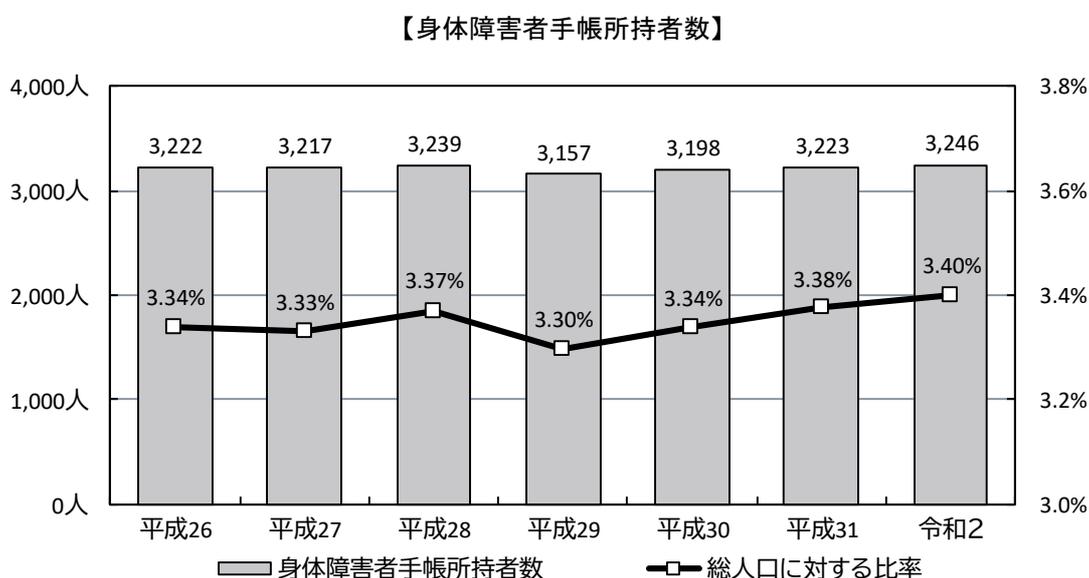
* 割合（％）表示している場合は、小数点2位（極小の変化の場合は3位）以下を四捨五入した表示としている関係から、割合を足し合わせても100%とならない場合があります

2 障がい者手帳所持者数の推移

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和2年度は3,246人となっており、総人口に対する手帳所持者数の比率は3.35%前後で推移しています。

年齢区分別でみると、「18歳未満」の手帳所持者数は横ばい傾向にありますが、平成30年度に微増し、令和2年度は52人となっています。一方、「18歳以上」については平成29年度に減少したものの、平成30年度からは再び増加しており、令和2年度は3,194人となっています。

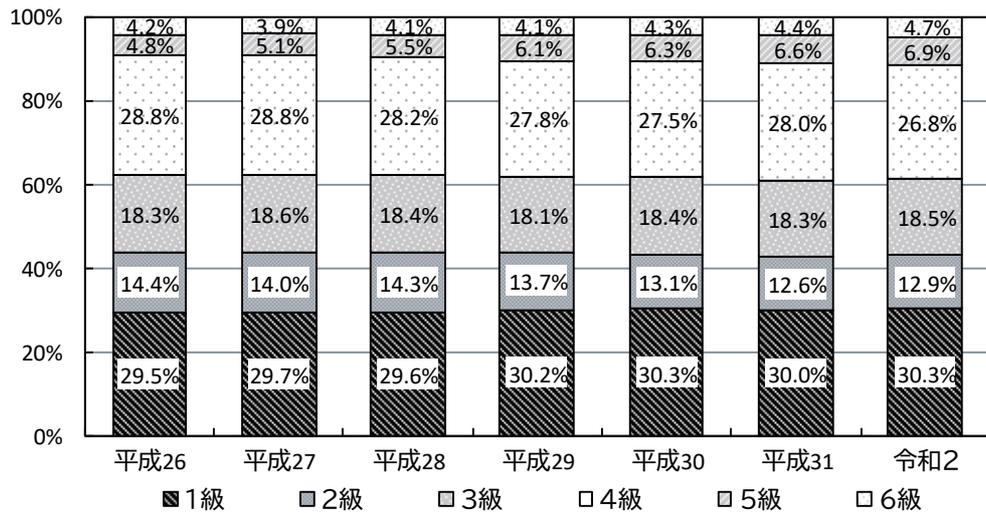


		(人)						
		平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	令和2
総数		3,222	3,217	3,239	3,157	3,198	3,223	3,246
	18歳未満	46	47	46	47	56	54	52
	18歳以上	3,176	3,170	3,193	3,110	3,142	3,169	3,194

資料：障がい福祉課 各年度4月1日現在

身体障害者手帳所持者の等級別構成比の推移をみると、『重度』（「1級」と「2級」の合計）と『中度』（「3級」と「4級」の合計）の構成比がやや低下しており、『軽度』（「5級」と「6級」の合計）の構成比がやや上昇しています。令和2年度については、『重度』が43.2%、『中度』が45.2%、『軽度』が11.6%となっています。

【等級別構成比】



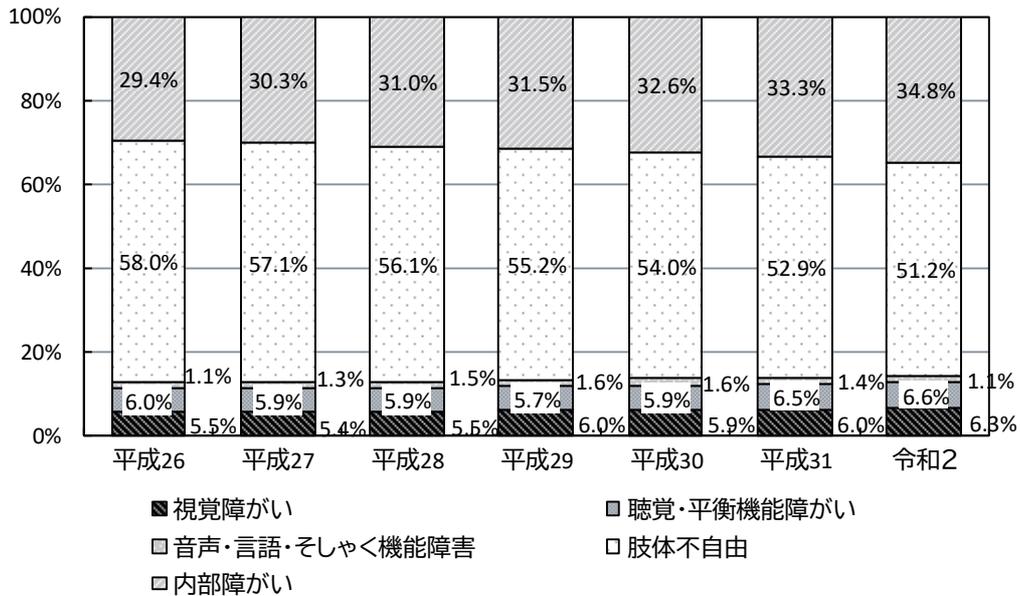
(人)

	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	令和2
総数	3,222	3,217	3,239	3,157	3,198	3,223	3,246
1級	952	956	958	952	969	968	983
2級	463	450	463	434	419	407	418
3級	591	597	596	572	589	591	599
4級	928	926	912	877	881	901	869
5級	154	163	177	194	202	214	224
6級	134	125	133	128	138	142	153

資料：障がい福祉課 各年度4月1日現在

障がいの種類別構成比の推移をみると、「肢体不自由」が減少する一方、「内部障がい」は増加傾向にあり、令和2年度は、「肢体不自由」が全体の5割、「内部障がい」が3割強、それ以外が合わせて1割強となっています。

【障がいの種類別構成比】



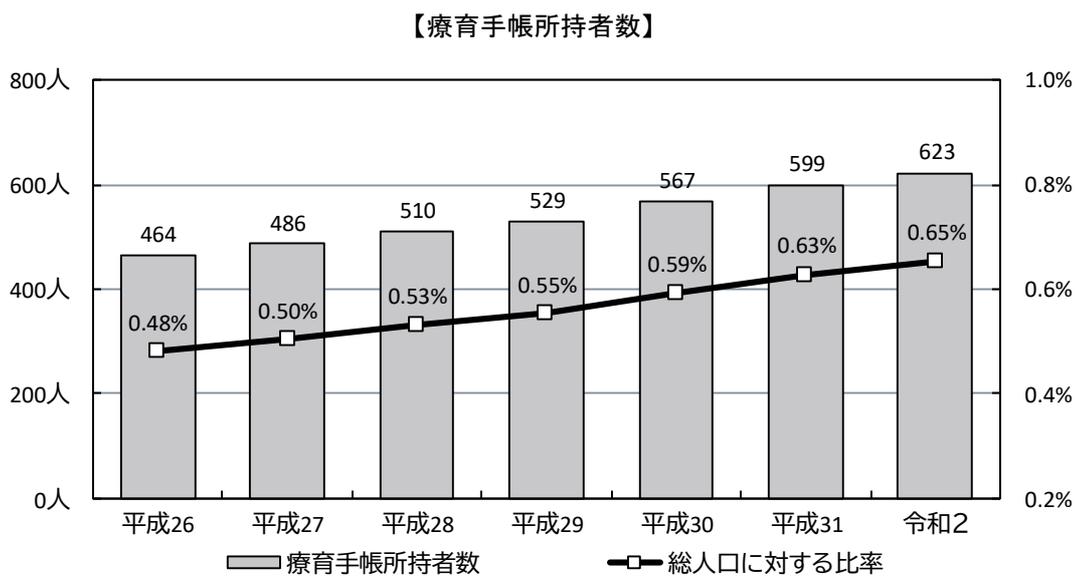
(人)

	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	令和2
総数	3,222	3,217	3,239	3,157	3,198	3,223	3,246
視覚障がい	176	174	179	189	188	193	204
聴覚・平衡機能障がい	194	191	192	180	189	208	214
音声・言語・そしゃく機能障害	36	41	47	49	52	45	37
肢体不自由	1,868	1,836	1,817	1,743	1,728	1,704	1,662
内部障がい	948	975	1,004	996	1,041	1,073	1,129

資料：障がい福祉課 各年度4月1日現在

(2) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は年々増加しており、令和2年度で623人となっています。「18歳未満」「18歳以上」とも増加傾向で推移しています。また、総人口に対する比率も上昇しており、令和2年度は0.65%となっています。

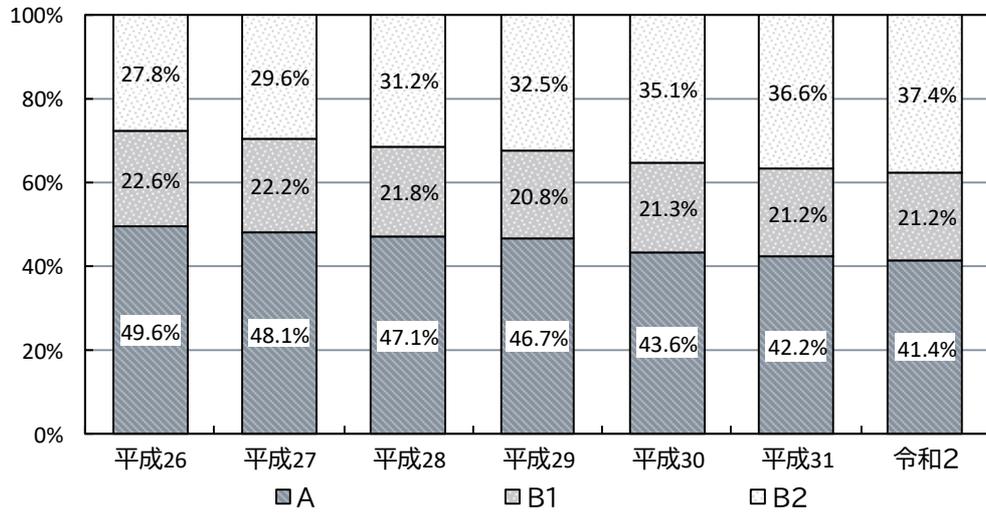


		(人)						
		平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	令和2
総数		464	486	510	529	567	599	623
	18歳未満	163	162	170	179	196	211	216
	18歳以上	301	324	340	350	371	388	407

資料：障がい福祉課 各年度4月1日現在

等級別構成比の推移をみると、「A（重度）」及び「B1（中度）」の割合が減少し、「B2（軽度）」の割合が上昇しています。

【等級別構成比】



(人)

	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	令和2
総数	464	486	510	529	567	599	623
A	230	234	240	247	247	253	258
B1	105	108	111	110	121	127	132
B2	129	144	159	172	199	219	233

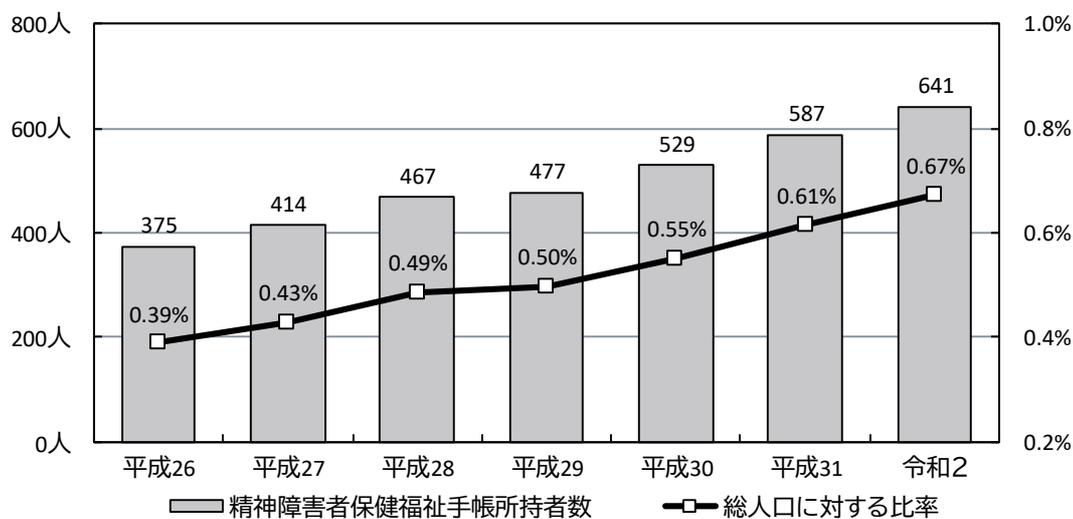
資料：障がい福祉課 各年度4月1日現在

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、令和2年度では641人となっています。また、総人口に対する手帳所持者数の比率も上昇傾向にあり、令和2年度で0.67%となっています。

なお、精神障がい者の数について、自立支援医療（精神通院）の受給者数でみると、手帳所持者数よりも多く、平成27年度に大きく増加し、令和2年度は1,308人となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】

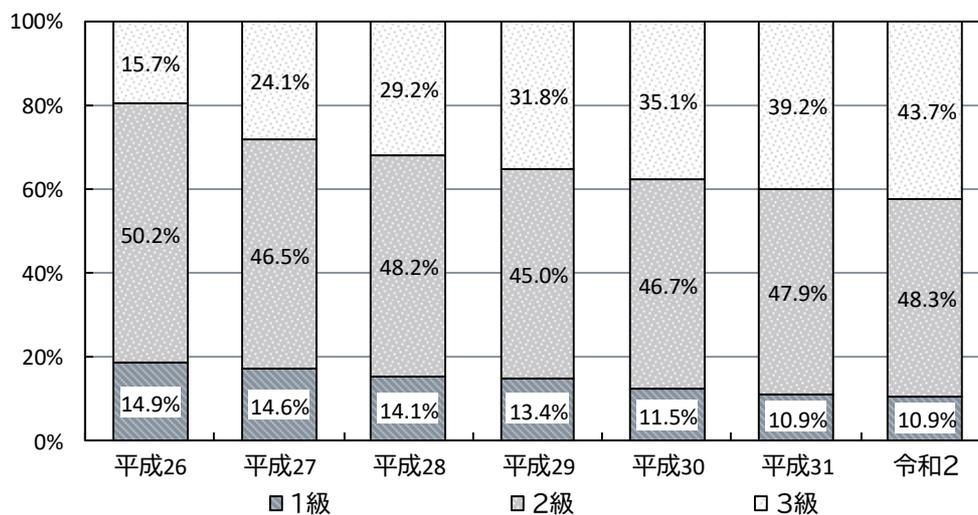


	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	令和2
精神障害者保健福祉手帳	375	414	467	477	529	587	641
自立支援医療(精神通院)	911	1,123	1,044	1,085	1,159	1,246	1,308

資料：障がい福祉課 各年度4月1日現在

等級別構成比の推移をみると、「1 級（重度）」の割合は減少傾向で推移しています。「2 級（中度）」の割合は平成 30 年度から増加傾向にあり、「3 級（軽度）」の割合は年々増加し、令和 2 年度には 4 割を超えています。

【等級別構成比】

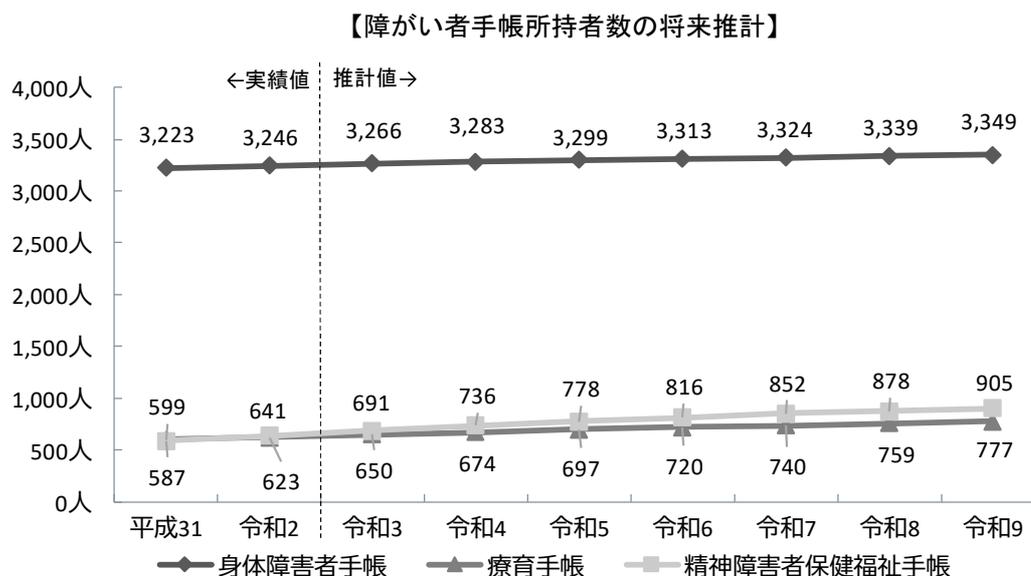


	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	令和2
総数	375	414	467	477	529	587	641
1級	69	71	72	71	65	65	68
2級	233	226	246	238	265	287	301
3級	73	117	149	168	199	235	272

資料：障がい福祉課 各年度 4 月 1 日現在

(4) 障がい者手帳所持者数の将来推計

今後の本市の人口推移を見込んだ上で、将来の障がい者手帳所持者数を推計すると、いずれの手帳所持者も、計画期間中増加していく結果となります。



人口の将来推計(住民基本台帳人口による)各年3月末現在

	←実績値		推計値→							(人)
	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	
総人口	95,488	95,443	95,026	94,554	94,034	93,469	92,846	92,188	91,490	
0～17歳	14,746	14,613	14,348	14,046	13,735	13,402	13,074	12,653	12,293	
18歳以上	80,742	80,830	80,678	80,508	80,299	80,067	79,772	79,535	79,197	
(参考)高齢化率	28.8%	29.2%	29.5%	29.9%	30.3%	30.7%	31.1%	31.6%	32.1%	

手帳所持者数推計 各年3月末現在

	←実績値		推計値→							(人)
	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	
身体障害者手帳	3,223	3,246	3,266	3,283	3,299	3,313	3,324	3,339	3,349	
0～17歳	54	52	50	47	45	43	40	38	36	
18歳以上	3,169	3,194	3,216	3,236	3,254	3,270	3,284	3,301	3,313	
療育手帳	599	623	650	674	697	720	740	759	777	
0～17歳	211	216	226	233	239	245	249	252	255	
18歳以上	388	407	424	441	458	475	491	507	522	
精神障害者保健福祉手帳	587	641	691	736	778	816	852	878	905	

* 総人口は、各年度末現在の年齢別住民基本台帳人口の実績値より、コーホート変化率法により毎年度の推計人口を算出しています

* 手帳所持者数の推計値は、実績値/年齢人口で出現率を算出し、それを年齢別将来推計人口に乗じて算出しています

3 障がいのある児童の就学状況

(1) 特別支援学級・通級指導教室への就学状況

※特別支援学級・通級指導教室への就学状況をみると、特別支援学級については令和2年5月時点において小学校で70人、中学校で31人となっており、小学校では一貫して児童数が増加傾向にあります。一方、通級指導教室については、小学校ではやや増減がみられ、令和2年5月時点では小学校で23人、中学校で4人が対象となっています。

【特別支援学級・通級指導教室への就学状況】

小学校における推移 (学級, 人)

		学級数			児童数		
		平成30	令和元	令和2	平成30	令和元	令和2
特別支援学級	知的障がい	8	8	8	25	21	25
	自閉・情緒障がい	8	8	8	24	28	29
	肢体不自由	4	5	6	8	10	10
	弱視	1	1	2	1	1	2
	難聴	1	1	1	1	3	2
	病弱	1	1	1	2	2	2
	合計	23	24	26	61	65	70
通級指導教室	学習障がい・ 注意欠陥多動性障がい等	2	2	2	27	29	23

中学校における推移 (学級, 人)

		学級数			生徒数		
		平成30	令和元	令和2	平成30	令和元	令和2
特別支援学級	知的障がい	4	5	4	17	21	15
	自閉・情緒障がい	3	3	3	7	11	14
	肢体不自由	1	1	1	1	1	2
	弱視	0	0	0	0	0	0
	難聴	0	0	0	0	0	0
	病弱	0	0	0	0	0	0
	合計	8	9	8	25	33	31
通級指導教室	学習障がい・ 注意欠陥多動性障がい等	1	1	1	4	5	4

資料：教育委員会 各年5月1日現在

(2) 特別支援学校への就学状況

特別支援学校への就学状況をみると、「知的障がい」については、令和2年にかけて増加がみられ、22人となっています。「聴覚」については、保・幼稚部で1人となっており、「視覚」「肢体不自由」については、就学はありません。主な就学先としては、兵庫県立芦屋特別支援学校、伊丹市にある兵庫県立阪神昆陽特別支援学校へ就学しています。

【特別支援学校への就学状況】

(人)

		視覚	聴覚	知的障がい	肢体不自由	合計
保・幼稚部	平成30年	0	1	/	0	1
	令和元年	0	1		0	1
	令和2年	0	1		0	1
小学部	平成30年	0	0	0	0	0
	令和元年	0	0	1	0	1
	令和2年	0	0	1	0	1
中学部	平成30年	0	0	1	0	1
	令和元年	0	0	1	0	1
	令和2年	0	0	5	0	5
高等部	平成30年	0	0	10	0	10
	令和元年	0	0	9	0	9
	令和2年	0	0	16	0	16
合計	平成30年	0	1	11	0	12
	令和元年	0	1	11	0	12
	令和2年	0	1	22	0	23

資料：教育委員会 各年5月1日現在

(3) 医療的ケアの必要な児童の状況

令和2年4月時点の医療的ケアの必要な児童(0~18歳)は、導尿8人、胃ろう3人、呼吸器・酸素1人となっています。年齢や必要とされる医療的ケアの種類は、ばらつきが見られます。

【医療的ケアの必要な児童の状況】

(人)

	0~6歳	7~12歳	13~15歳	16~18歳	合計
導尿	5	1	1	1	8
胃ろう	1	2	0	0	3
呼吸器・酸素	0	0	1	0	1
合計	6	3	2	1	12

資料：障がい福祉課 令和2年4月1日現在

4 障がいのある人の求職状況

令和2年10月時点の西宮公共職業安定所における市内在住者の登録状況を見ると、「身体障がいのある人」が157人、「知的障がいのある人」が125人、「精神障がいのある人」が215人、「発達障がいのある人」が43人、「難病のある人」が13人となっています。そのうち「就業中」の状況を見ると、「身体障がいのある人」が73人で46.5%、「知的障がいのある人」が75人で60.0%、「精神障がいのある人」が89人で41.4%となっており、登録者に占める就業中の割合については、「知的障がいのある人」は6割を超えています。

一方、「精神障がいのある人」については、「求職中」が107人で49.8%となっており、ほかの障がいと比べやや高い割合となっています。

「発達障がいのある人」「難病のある人」については、登録者数としてはまだ少ないものの、増加傾向にあり、今後も増えていくことが見込まれます。

【市内在住者の登録状況】

	就業中		求職中		保留中		登録者
	人	%	人	%	人	%	人
身体障がいのある人	73	46.5%	71	45.2%	13	8.3%	157
知的障がいのある人	75	60.0%	40	32.0%	10	8.0%	125
精神障がいのある人	89	41.4%	107	49.8%	19	8.8%	215
発達障がいのある人	19	44.2%	19	44.2%	5	11.6%	43
難病のある人	6	46.2%	7	53.8%	0	0.0%	13
合計	262	47.4%	244	44.1%	47	8.5%	553

資料：西宮公共職業安定所 令和2年10月現在

* 登録者のうち、「就業中」は現在就業している人、「求職中」は仕事が見つからない人、「保留中」は病気や障がいの悪化などの理由により職業紹介の対象にならない人をそれぞれ表しています

第3章 障がい福祉サービス等の現状

1 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

居宅介護を含む訪問系サービスの時間数の実績は、ほぼ計画通りに推移していますが、どのサービスにおいても、実績は年々伸びています。なかでも同行援護の利用時間数が平成29年度と比較して大きく伸びていることから、視覚障がいのある人の社会参加の機会がさらに増加していると考えられます。また、重度訪問介護については、重度の障がいのある人が地域で生活するためには、長時間のサービスが必要であるため、数値としては高くなっています。

【訪問系サービスの実績値・計画値の比較】

		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
訪問系サービス	実利用者数(人/月)	148	148	146	151	158	152		155
	総利用時間数(時間/月)	4,109	4,362	3,897	4,553	4,231	4,689		4,834
居宅介護	実利用者数(人/月)	119	120	115	122	125	123		124
	総利用時間数(時間/月)	1,954	1,884	1,838	1,925	1,935	1,956		1,981
重度訪問介護	実利用者数(人/月)	8	8	7	8	7	8		8
	総利用時間数(時間/月)	1,627	1,968	1,474	2,072	1,614	2,156		2,226
同行援護	実利用者数(人/月)	21	20	23	21	24	21		22
	総利用時間数(時間/月)	528	510	569	557	641	578		627
行動援護	実利用者数(人/月)	0	0	1	0	1	0		0
	総利用時間数(時間/月)	0	0	20	0	39	0		0
重度障害者等包括支援	実利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0		0
	総利用時間数(時間/月)	0	0	0	0	0	0		0

* 数値は年間利用量の月平均値

* 「人/月」は1月当たりの利用人数の平均を、「時間/月」は1月当たりの総利用時間数を表します

(2) 日中活動系サービス及び訓練・就労系サービス

日中活動系サービスの生活介護，短期入所，療養介護は，ほぼ計画通りに推移しています。

訓練・就労系サービスでは，就労継続支援A型・B型が，ほぼ計画通りに推移していますが，就労移行支援については，比較的短期間の利用者が増えているため，月平均にすると計画値を下回っています。また，自立訓練（生活訓練）については，利用者数，利用日数ともに増加しています。

【日中活動系サービス及び訓練・就労系サービスの実績値・計画値の比較】

		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
日中活動系サービス									
短期入所	実利用者数(人/月)	40	40	45	41	49	42		43
	延利用者数(人日/月)	241	223	244	225	298	226		227
短期入所(福祉型)	実利用者数(人/月)	40	40	44	41	48	42		42
	延利用者数(人日/月)	241	223	242	225	295	226		226
短期入所(医療型)	実利用者数(人/月)	0	0	1	0	1	0		1
	延利用者数(人日/月)	0	0	2	0	3	0		1
生活介護	実利用者数(人/月)	151	152	150	157	155	159		161
	延利用者数(人日/月)	3,020	2,979	2,997	3,077	3,068	3,109		3,135
療養介護	実利用者数(人/月)	6	6	7	7	7	7		7
訓練・就労系サービス									
自立訓練(機能訓練)	実利用者数(人/月)	0	2	1	2	0	2		2
	延利用者数(人日/月)	0	25	2	25	0	25		25
自立訓練(生活訓練)	実利用者数(人/月)	8	9	12	9	12	10		10
	延利用者数(人日/月)	126	127	195	127	207	129		131
就労移行支援	実利用者数(人/月)	21	18	24	19	20	20		20
	延利用者数(人日/月)	394	365	410	391	312	412		430
就労継続支援A型	実利用者数(人/月)	53	52	51	56	53	59		61
	延利用者数(人日/月)	942	899	902	950	939	989		1,021
就労継続支援B型	実利用者数(人/月)	96	88	93	95	101	98		100
	延利用者数(人日/月)	1,576	1,501	1,611	1,633	1,739	1,690		1,741
就労定着支援	実利用者数(人/月)			3	1	4	2		3

* 数値は年間利用量の月平均値

* 就労定着支援は平成30年度より新設

* 「人/月」は1月当たりの利用人数の平均を、「人日/月」は1月当たりの平均延べ利用日数を表します

2 居住系サービス及び指定相談支援(サービス等利用計画作成)

計画相談支援については、障がい福祉サービス等を利用しているすべての方に導入済ですが、障がい福祉サービスの利用者は年々増加していますので、提供体制の整備は必要です。

地域移行支援については、芦屋健康福祉事務所、*障がい者基幹相談支援センターとともに平成28年度から*精神障がい者地域移行推進連絡会議を立ち上げており、精神科病院への訪問・面談等の取組を進めた結果、計画値を上回る利用者数となっています。地域定着支援は令和元年度に初めて1人の方が利用されています。

【居住系サービス及び指定相談支援の実績値・計画値の比較】

		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
居住支援系サービス									
自立生活援助	実利用者数(人/月)			0	1	0	1		2
共同生活援助・共同生活介護	実利用者数(人/月)	44	41	48	47	53	53		53
施設入所支援	実利用者数(人/月)	65	66	63	65	63	64		64
地域生活支援									
計画相談支援	実利用者数(人/月)	129	132	126	136	131	140		143
地域移行支援	実利用者数(人/月)	0	1	3	2	3	3		3
地域定着支援	実利用者数(人/月)	0	0	0	1	1	1		2

* 数値は年間利用量の月平均値

3 障がい児支援

障がい児相談支援については、平成 30 年度以降は、ほぼ計画値通りとなっています。児童発達支援は、利用人数・利用日数ともに増加傾向です。また、放課後等デイサービスは、平成 30 年度以降、利用人数は計画値を下回っているものの、年々増加しています。保育所等訪問支援は、計画値を大きく上回る利用となっています。

【障がい児支援の実績値・計画値の比較】

		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
障害児相談支援	人/月	53	28	61	61	69	66		72
児童発達支援	人/月	42	46	50	41	62	42		43
	人日/月	408	496	479	407	527	417		425
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0		2
	人日/月	0	0	0	0	0	0		1
放課後等デイサービス	人/月	94	37	108	149	124	161		172
	人日/月	1,011	326	1,168	1,184	1,277	1,287		1,327
保育所等訪問支援	人/月	0	0	3	1	19	2		4
	人日/月	0	0	5	1	25	2		4
居宅訪問型児童発達支援	人/月			0	0	0	0		2
	人日/月			0	0	0	0		1

* 数値は年間利用量の月平均値

* 居宅訪問型児童発達支援は平成 30 年度より新設

4 地域生活支援事業

(1) 必須事業

① 相談支援事業

障がい者相談支援事業は、法人の統合により令和元年度に4か所から3か所へ減少しています。

障がい者基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援体制の強化に向け、人材育成、事業所への研修等を行っています。また、障がい者基幹相談支援センター等機能強化事業において、阪神南^{*}障害者就業・生活支援センター内に本市担当の就労支援員を常勤で配置し、就労促進を図っています。

【相談支援事業の実績値・計画値の比較】

		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
相談支援事業	障害者相談支援事業 (箇所)	4	4	4	4	3	4		4
	基幹相談支援センター	設置	設置	設置	設置	設置	設置		設置
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	1か所	実施	1か所	実施	1か所		1か所
	住宅入居等支援事業	未実施		未実施		未実施			

* 障害者相談支援事業は、令和元年度に芦屋市社会福祉協議会と芦屋ハートフル福祉公社が統合したことにより、令和元年度からの実績値は3か所となります

② 成年後見制度利用支援事業

毎年、計画値をやや下回っており、実績値は3～4人となっています。^{*}成年後見制度の周知に努めるとともに、相談支援専門員等の専門職を通じて、成年後見制度の利用を必要とする対象者の把握に努めることで、今後利用者が増えてくると考えられます。

【成年後見制度利用支援事業の実績値・計画値の比較】

		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
成年後見制度利用支援事業	利用者数(人/年)	4	5	4	5	3	5		6

③ 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚障がいのある人が医療機関を利用する際や学校での福祉学習、市が主催するイベントなど必要に応じて手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行っています。毎年、実績値が計画値を上回っています。

手話通訳設置事業については、障がい福祉課に手話通訳者を1名設置しています。

【意思疎通支援事業の実績値・計画値の比較】

			平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数(件/年)	243	216	293	209	237	213	/	217
	手話通訳者設置事業	設置数(件/年)	1	1	1	1	1	1	/	1

④ 日常生活用具給付等事業

排泄管理支援用具は、毎年、計画値を上回る実績となっています。自立生活支援用具は、平成29年度は計画値を大きく下回る実績となっていたため、平成30年度以降計画値を引き下げましたが、実績値としてはさらに下回る数値となっています。その他の事業の実績については、概ね計画値をやや下回る結果となっています。

【日常生活用具給付等事業の実績値・計画値の比較】

			平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
日常生活用具給付等事業		(件/年)	1,197	1,159	1,202	1,198	1,323	1,204	/	1,214
	介護・訓練支援用具	(件/年)	3	5	7	4	1	5	/	5
	自立生活支援用具	(件/年)	9	37	7	10	7	10	/	11
	在宅療養等支援用具	(件/年)	17	20	14	22	8	24	/	26
	情報・意思疎通支援用具	(件/年)	21	20	16	30	14	30	/	30
	排泄管理支援用具	(件/年)	1,145	1,075	1,158	1,130	1,293	1,135	/	1,140
	居宅生活動作補助用具	(件/年)	2	2	0	2	0	2	/	2

⑤ 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業については、基礎編と入門編を隔年で行い、両方の受講を終えた方が登録できます。芦屋市では隔年で20人の登録を目指していましたが、平成29年度、令和元年度ともに計画値を下回っています。

【手話奉仕員養成研修事業の実績値・計画値の比較】

			平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
手話奉仕員養成研修事業	修了者数(人/年)	7	15	/	/	8	20	/	/	

⑥ 移動支援事業

移動支援事業は、利用者数に大きな変化はないものの、延利用時間は増加傾向にあります。平成30年度・令和元年度では、利用者数の実績値は計画値を下回っていますが、延べ利用時間は実績値が計画値を上回っています。

【移動支援事業の実績値・計画値の比較】

		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
移動支援事業	利用者数(人/年)	168	128	163	224	167	244		266
	延利用時間(時間/年)	43,647	53,965	44,243	42,083	44,388	43,360		44,675

⑦ 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、令和元年度に市内の個所数が1箇所増加しています。地域活動支援センターは就労以外の居場所として需要があります。

【地域活動支援センターの実績値・計画値の比較】

			平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
地域活動支援センター	自市町内分	(箇所)	2		2		3			
		利用者数(人/年)	85		71		70			
	他市町村分	(箇所)	7		7		6			
		利用者数(人/年)	10		8		6			

(2) 任意事業

日中一時支援事業は、放課後等デイサービスの利用が大きく増えることを見込み、計画値を大きく下げていましたが、実績値としては計画値を上回っています。

生活訓練等事業については、利用者数は減少傾向にありますが、訓練回数は増加しています。

訪問入浴サービスの利用回数は、毎年増加しており、平成30年度、令和元年度の実績値は計画値を上回っています。レクリエーション活動支援事業の利用者数も増加傾向にあります。

【任意事業の実績値・計画値の比較】

		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
訪問入浴サービス事業	(回/年)	126	127	176	136	186	140		144
更生訓練費給付事業	(人/年)	24	5	36	19	34	20		20
レクリエーション活動支援事業	(人/年)			321	375	385	390		400
点字・声の広報等発行事業	(人/年)			33	33	32	38		43
自動車運転免許取得費助成事業	(人/年)	0	2	0	2	0	2		2
自動車改造費助成事業	(人/年)	0	2	0	2	2	2		2
日中一時支援事業	(回/年)	62	94	62	54	48	54		53
	(人/年)	2,164	3,146	1,673	1,450	1,912	1,450		1,400
生活訓練等事業	(回/年)	184	177	192	185	205	192		200
	(人/年)	1,545	1,783	1,488	1,572	1,466	1,586		1,600

5 アンケート調査の結果

■ 調査の目的

本調査は、芦屋市障がい者（児）福祉計画第7次中期計画および芦屋市第6期障がい福祉計画・芦屋市第2期障がい児福祉計画の策定に当たり、障がい福祉サービスの利用実態や障がい福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるための基礎資料とすることを目的として実施しました。

■ 回収結果

調査対象者数 (配布数)	回収数	回収率
1,420	783 (うちメール回答 7)	55.1% (前回 55.5%)

* 芦屋市在住（居住地特例含む）で障害者手帳（身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳）所持者の中から無作為に抽出しています

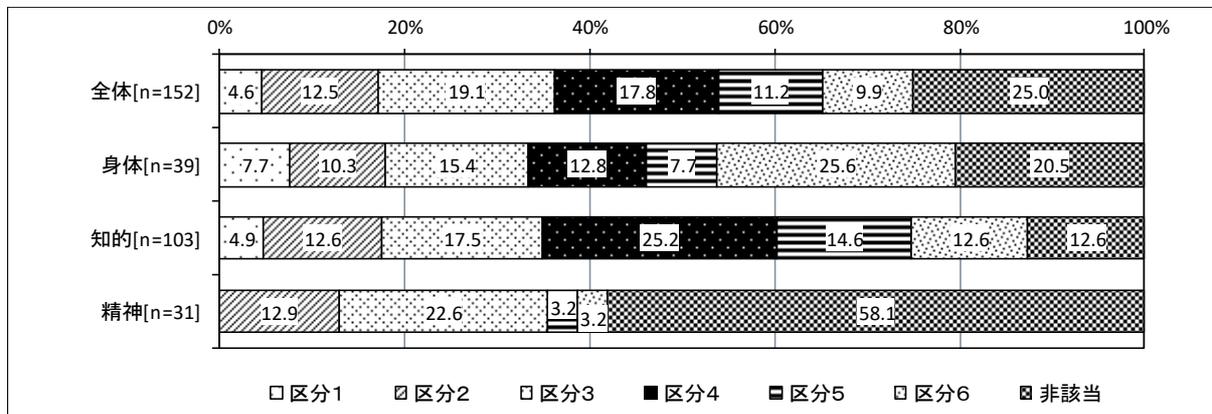
* 令和2年2月～3月に郵送による配布・回収方法で実施。回収については、郵送のほか本調査専用ホームページを構築し、調査票ファイル（Microsoft Word）をダウンロードして回答を入力・保存後、メールで事務局に送信する方法の2種類で実施

■ 注意点

- ◆ 回答は、各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示しています。小数第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%とならない場合があります。
- ◆ 複数回答の質問は、回答比率の合計が100.0%を超えます。
- ◆ 図表中、帯グラフでは、表示が煩雑になるため、3.0%未満の比率については数値表示を省略しています。
- ◆ 図表中、「n=」と表示されている数値は回答者数、それ以外の数値は回答比率の百分率（%）です。表示が煩雑になるため、%等の単位表示は省略しています。
- ◆ 図表中、表示が煩雑になることを避けるため、身体障害者手帳所持者は「身体」、療育手帳所持者は「知的」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「精神」と表記しています。なお、重複手帳所持者がいるため、各手帳所持者数の合計は全体の回答者数を超えています。
- ◆ グラフ及び表のn数（number of case）は有効標本数（集計対象者総数）を表しています。

■ 障がい支援区分

障がい福祉サービスを利用していると回答した方に、※障がい支援区分を聞いたところ、「非該当」（区分の認定を「受けていない」）が25.0%となっています。認定を受けている人では、「区分3」が19.1%、「区分4」が17.8%となっています。

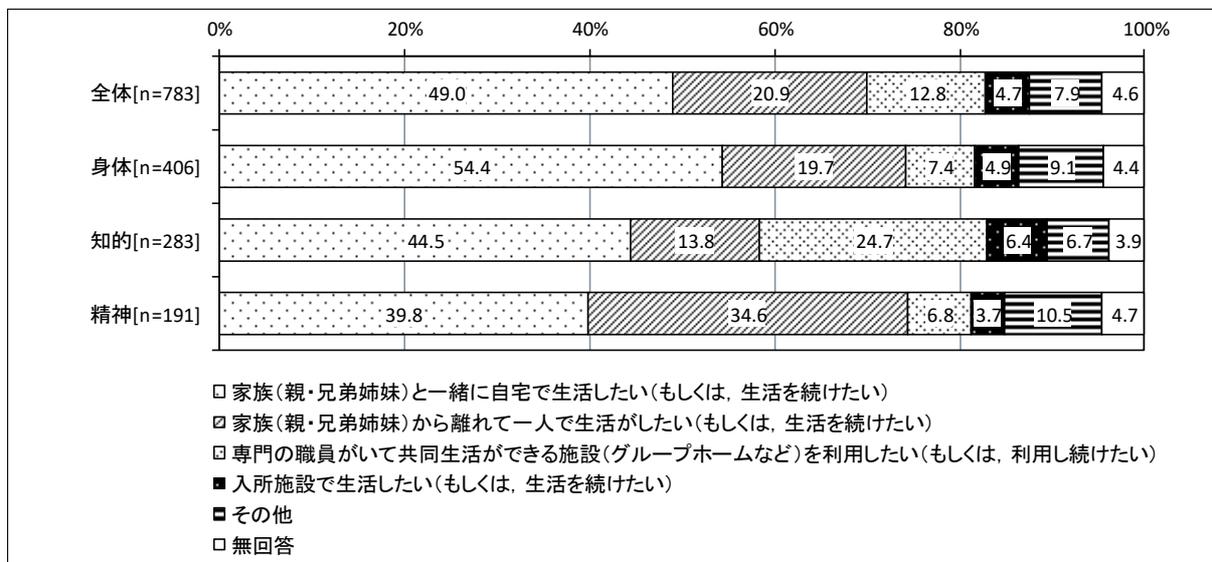


※障がい支援区分は無回答が多いため、無回答を除いて集計しています

■ 将来生活したい場所

将来的にどのような場所で生活してみたいか聞いたところ、「家族（親・兄弟姉妹）と一緒に自宅で生活したい（もしくは、生活を続けたい）」が49.0%、「家族（親・兄弟姉妹）から離れて一人で生活がしたい（もしくは、生活を続けたい）」が20.9%となっています。

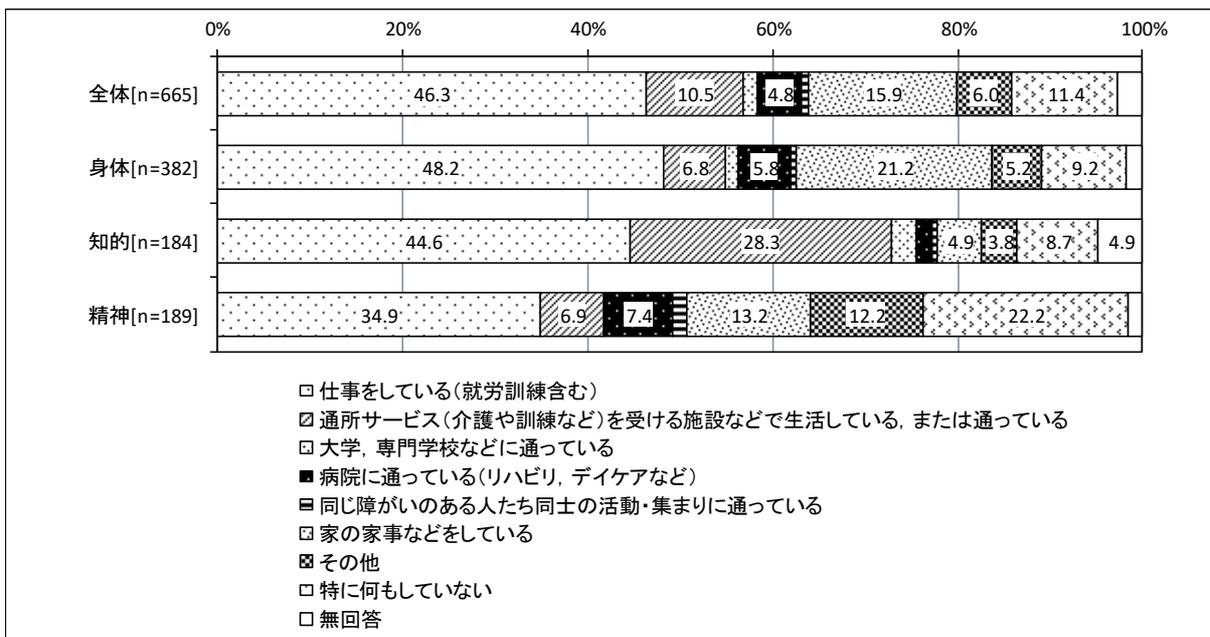
知的障がいのある人は「専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホームなど）を利用したい（もしくは、利用し続けたい）」の割合が他の障がい種別よりも高くなっています。



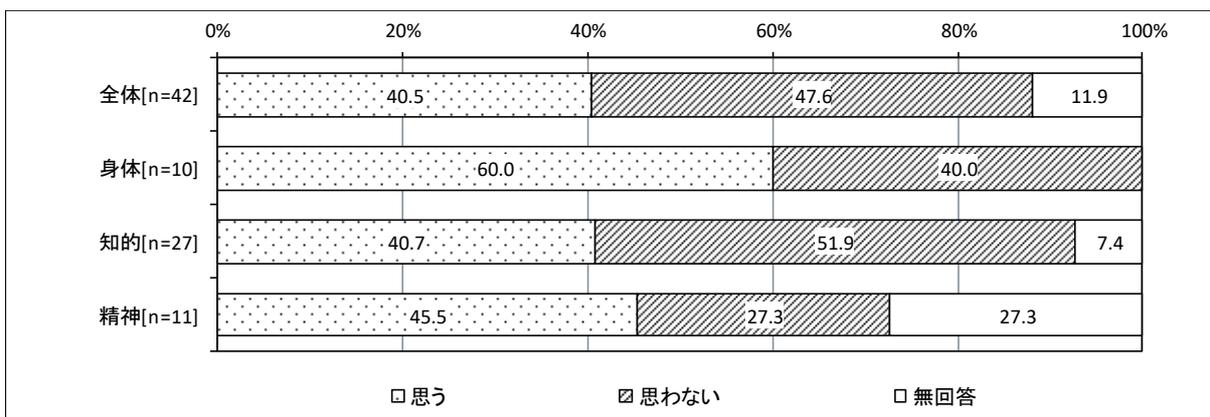
■ 平日の日中の主な過ごし方（18歳以上の方）

平日の日中の主な過ごし方は、「仕事をしている（就労訓練含む）」が46.3%、「家の家事などを行っている」が15.9%となっています。一方、「特に何もしていない」は11.4%となっています。

知的障がいのある人は「通所サービス（介護や訓練など）を受ける施設などで生活している、または通っている」、精神障がいのある人は「特に何もしていない」の割合が他の障がい種別に比べて高くなっています。



就労継続支援 B 型事業所，就労移行支援事業所・地域活動支援センターなどで働いていると回答した人に、一般就労の希望を聞いたところ、「思う」が40.5%、「思わない」が47.6%となっています。



■ 現在利用しているサービス（複数回答）

現在利用しているサービスは、「計画相談支援」が 38.0%、「移動支援事業」が 25.8%、「放課後等デイサービス」19.9%、「短期入所（ショートステイ）」が 18.1%となっています。

18～39 歳は「計画相談支援」「移動支援事業」「短期入所（ショートステイ）」、40～59 歳は「就労継続支援A型」「就労継続支援 B 型」の割合が高くなっています。17 歳以下では、「放課後等デイサービス」が 72.0%と最も高く、次いで「計画相談支援」38.7%、「児童発達支援」26.7%の順となっています。

（単位：％）

	全体	17歳以下	18～39歳	40～59歳	60歳以上
n=	271	75	94	85	10
居宅介護(ホームヘルプ)	12.2	1.3	10.6	23.5	10.0
重度訪問介護	0.7		1.1	1.2	0.0
同行援護	3.7	0.0	2.1	7.1	10.0
行動援護	1.8	0.0	2.1	2.4	10.0
重度障害者等包括支援	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
短期入所(ショートステイ)	18.1	2.7	36.2	12.9	0.0
療養介護	1.5		3.2	0.0	10.0
生活介護	10.3		20.2	9.4	0.0
施設入所支援	3.3		1.1	9.4	0.0
自立生活援助	1.1		2.1	1.2	0.0
共同生活援助(グループホーム)	7.4		9.6	10.6	10.0
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	4.4		7.4	4.7	10.0
就労移行支援	4.4		10.6	2.4	0.0
就労継続支援[A型:雇用型]	6.6		7.4	12.9	0.0
就労継続支援[B型:非雇用型]	16.6		21.3	28.2	0.0
就労定着支援	1.5		2.1	2.4	0.0
児童発達支援	7.4	26.7			
放課後等デイサービス	19.9	72.0			
保育所等訪問支援	5.5	20.0			
居宅訪問型児童発達支援	0.0	0.0			
医療型児童発達支援	0.4	1.3			
地域移行・地域定着支援	0.4		0.0	1.2	0.0
計画相談支援	38.0	38.7	52.1	25.9	10.0
障害児相談支援	6.6	24.0	0.0	0.0	0.0
意思疎通支援	0.4		0.0	1.2	0.0
移動支援事業	25.8	10.7	46.8	15.3	20.0
地域活動支援センター	8.1		12.8	9.4	10.0
日中一時支援事業	16.2	28.0	24.5	0.0	0.0
無回答	4.1	4.0	1.1	2.4	40.0

■ 今後3年以内に利用したいサービス（複数回答）

現在は利用していないが今後3年以内に利用したいサービスは、「就労継続支援A型」が8.0%、「就労移行支援」が6.4%、「就労定着支援」が5.9%となっています。就労に関するサービスのニーズが高くなっており、これらのサービスの充実が重要となります。

(単位:%)

	全体	身体	知的	精神
n=	783	406	283	191
居宅介護(ホームヘルプ)	3.8	3.2	2.5	6.3
重度訪問介護	1.0	1.0	1.4	0.5
同行援護	3.7	5.7	3.5	2.6
行動援護	5.4	4.4	9.5	4.2
重度障害者等包括支援	0.9	1.2	1.4	0.5
短期入所(ショートステイ)	5.4	3.2	11.7	2.1
療養介護	1.3	1.5	1.4	1.0
生活介護	4.9	5.4	4.2	6.3
施設入所支援	2.2	1.7	2.8	3.1
自立生活援助	5.6	4.2	5.3	10.5
共同生活援助(グループホーム)	5.1	2.0	11.0	3.7
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	5.2	4.2	5.3	6.8
就労移行支援	6.4	3.9	5.3	13.1
就労継続支援[A型:雇用型]	8.0	6.2	5.3	15.2
就労継続支援[B型:非雇用型]	3.7	1.2	5.3	5.2
就労定着支援	5.9	2.5	5.3	12.0
児童発達支援	1.0	0.2	2.5	0.0
放課後等デイサービス	3.7	1.2	8.8	0.0
保育所等訪問支援	1.9	0.7	4.6	0.0
居宅訪問型児童発達支援	0.5	0.2	1.1	0.0
医療型児童発達支援	0.1	0.0	0.4	0.0
地域移行・地域定着支援	1.4	1.2	0.7	2.6
計画相談支援	4.2	3.2	5.3	4.7
障害児相談支援	1.8	1.0	3.5	0.0
意思疎通支援	3.1	3.0	3.9	2.6
移動支援事業	4.2	2.7	8.1	1.6
地域活動支援センター	3.7	3.2	2.1	6.3
日中一時支援事業	4.5	3.7	6.7	3.7
無回答	52.2	62.3	38.2	49.7

■ 保育や教育について今後特に必要と思うもの（複数回答）

18歳未満の方に、保育・教育について今後特に必要と思うものを聞いたところ、「教員などの指導力の向上や障がいへの理解」、「障がいのある児童・生徒の個々の状況に合わせた指導内容やカリキュラム」、「周囲の児童・生徒、保護者の障がいへの理解」、「インクルーシブ教育・保育の充実」の割合がいずれも高くなっています。教員の指導力の向上や子どもたちの状況に応じた適切な指導を行えるよう指導体制やカリキュラムの充実が求められるとともに、教員や保護者、児童・生徒が障がいについて正しい理解と協力・支援ができるように働きかけていくことが求められます。

(単位:%)

	全体	身体	知的	精神
n=	122	27	102	2
インクルーシブ教育・保育の充実	58.2	55.6	57.8	0.0
周囲の児童・生徒、保護者の障がいへの理解	64.8	59.3	66.7	50.0
教員などの指導力の向上や障がいへの理解	72.1	63.0	75.5	0.0
障がいのある児童・生徒の個々の状況に合わせた指導内容やカリキュラム	71.3	51.9	76.5	50.0
障がいのある児童・生徒に配慮した学校設備などの充実	44.3	44.4	46.1	0.0
通園、通学への配慮	43.4	40.7	46.1	0.0
進路指導や職業教育の充実(自立して働ける力の育成)	54.1	37.0	57.8	0.0
障がい児通所支援サービスの充実	41.0	14.8	47.1	0.0
障がい児入所支援サービスの充実	21.3	11.1	24.5	0.0
必要なときに一時的に利用できる日中一時支援事業の充実	40.2	29.6	44.1	0.0
コミュニケーション力や身辺処理面など、日常生活スキルの向上支援	52.5	40.7	56.9	50.0
学校以外での学習に対する支援	50.0	33.3	52.9	0.0
療育を行う施設の増設	45.1	25.9	51.0	0.0
休日などに活動できる仲間や施設	37.7	18.5	44.1	0.0
放課後や長期休暇中に利用できるサービスの充実	44.3	33.3	48.0	0.0
その他	3.3	7.4	2.9	0.0
特に必要ない	0.0	0.0	0.0	0.0
わからない	0.8	0.0	1.0	0.0
無回答	12.3	11.1	10.8	50.0

6 インタビュー調査の結果

■ 調査の目的

この調査は、芦屋市障がい者（児）福祉計画第7次中期計画及び芦屋市第6期障がい福祉計画・芦屋市第2期障がい児福祉計画を策定するに当たり、現場で活動される団体やサービス提供事業所などを通じて、障がいのある人の生活状況などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

■ 調査対象

- 関係団体インタビュー：市内障がい者団体
 - ・芦屋市身体障害者福祉協会
 - ・芦屋市身体障害児・者父母の会
 - ・芦屋市手をつなぐ育成会
 - ・芦屋家族会
- サービス提供事業所等インタビュー：市内サービス提供事業所及び相談支援事業所
 - *障がい福祉サービス事業所
 - ・居宅介護事業所
 - ・生活介護事業所
 - ・就労継続支援 A 型・B 型事業所
 - ・児童入所施設
 - *相談支援事業所

■ 実施時期

令和2年6月～7月

■ 調査方法

アンケート調査 上記関係団体及び市内の全サービス提供事業所を対象に実施

インタビュー調査 上記関係団体及びサービス提供事業所を対象に実施

① 人材の育成と確保

【主な意見】

【事業所】

- ・小規模な事業所ではハローワーク等に募集をかけても応募がない。
- ・職員の高齢化が進んでいるため、若手職員の確保が急務。
- ・新規採用が課題。経営面から常勤雇用の採用をすることが難しいが、常勤ではないことを理由に応募がない状況。
- ・小規模事業所ではキャリアデザインを見通しづらいことも要因。
- ・小規模な事業所では内部研修が難しいため、職員が参加したい外部研修には積極的に支援している。
- ・人材が確保できない以上、職員の定着のための取組が必要。
- ・介護人材が不足している。サービスの提供体制の確保に加え、サービス提供を担う人材を確保する必要がある。人手不足が理由でサービスを使えないこともある。
- ・相談支援事業所においては、児童のサービス利用者が増えたことで、計画相談の件数も増えているが、計画相談員の数は増えていないため体制強化が必要。相談員が不足しているが、新しく人を雇用することは経済的に厳しい。



課題

- 相談員および事業所の人材育成・確保支援
- 人材定着に向けた支援
- 専門的な知識や技術の習得の場の確保

② 相談支援

【主な意見】

<相談支援機能>

【団体】

- ・計画相談件数の増加，また相談内容の複雑化・困難化による相談員の負担緩和が必須。ICT活用などの検討が必要。
- ・何度も同じことを伝える負担を減らすことができるよう，認定調査は，計画相談の更新のモニタリングと一緒に行うべき。
- ・計画相談の質の向上が必要。
- ・計画相談員による情報提供の充実を図るべき。

【事業所】

- ・相談員1人あたりが抱える件数は増えているが，質の確保は必要。
- ・資料作成等，事務作業の簡素化により負担軽減を図りたい。
- ・事業所間，相談支援機関等の関係者間での円滑な情報共有を図るために，ICTを活用した情報共有システムの構築が必要。

<相談支援機関のあり方>

【団体】

- ・利用者に応じた相談手法を選択できるように，相談手法の多様化が必要。

【事業所】

- ・相談支援事業所との連携強化が必要。
- ・新型コロナウイルス感染症防止の観点から面談方法等が多様化しており，多様な相談ツールの整備が必要。



課題

- 相談支援業務の効率化
- 相談機能についての周知徹底
- 相談支援事業所間及び関係する機関との連携強化・情報共有体制の構築
- 相談手法の多様化

③ 学校教育，福祉教育の充実

【主な意見】

<福祉教育>

【団体】

- ・ 保育所，幼稚園，小中学校では福祉に関する授業が実施されているため，子どもの層では障がいに対する理解が進んできているが，大人における障がいの理解が十分ではないので，大人に対する啓発活動も必要。
- ・ 障がいのある人との交流によって，障がいのある人が地域で生活していることを知ってもらうことが必要。市内障がい福祉サービス事業所に訪問するような機会があるとよい。
- ・ 行政職員の理解促進に向け，新人職員研修等に障がい理解の研修を取り入れてはどうか。

<指導力>

【団体】

- ・ 高校を卒業した途端に環境が変わり過ぎるため，教育から就労へ向けた切れ目のない支援が必要。

【事業所】

- ・ インクルーシブ教育も重要であるが，個々に対応する支援も必要。

<関係機関との連携>

【事業所】

- ・ 学校園との連携は以前よりは改善されたが，保育所等訪問支援などの円滑なサービス利用に向け，学校・教育委員会との共通理解・共通判断ができるよう，さらなる連携強化が必要。



課題

- 子どもたちが福祉を学ぶ機会の充実
- 子どもの個々の状況，発達段階に応じた指導の充実
- 学校園や事業所等の連携強化
- 大人への障がいに対する理解促進

④ 地域生活を支えるために必要な支援

【主な意見】

<社会参加・居場所づくり>

【団体】

- ・地域での居場所を作り，人と接する機会を作り，人とつながることが必要。障がいのあるなし，年齢にかかわらず様々な人と接することが必要。
- ・普段から顔なじみの人を増やす機会があるとよい。
- ・近隣住民との交流を増やす必要がある。
- ・さらなる障がい理解の啓発が必要。

【事業所】

- ・社会資源が不足しており，特に夕方以降の「居場所」が少ない。
- ・小さな頃から将来気軽に利用できる居場所（地域の喫茶店など）を作っておくことが必要。

<情報提供・啓発活動>

【団体】

- ・「あしやねっと♪」は情報発信のよいツールであり，さらなる周知が必要。
- ・障がい福祉サービスを利用していない人にも情報が行き届くようにする必要がある。
- ・障がい福祉サービスや医療等の制度に関する周知が必要。
- ・障がい福祉サービス以外の地域の社会資源に関する情報提供も必要。
- ・ICT等を活用した多様な媒体での情報提供を充実させるべき。また同時に，新しいツールやアプリ等の活用により，ソフト面の内容充実が必要。

【事業所】

- ・行政や相談支援事業所は利用者への制度やサービス周知に力を入れるべき。

<バリアフリー・ユニバーサルデザイン>

【団体】

- ・障がいのある人がどういったことに困っているかを理解するために，障がいのある人をはじめ様々な人と触れ合える場を設けることで理解促進すべき。
- ・バリアフリーの考え方ではなく，最初から「ユニバーサルデザイン」の考え方のもと，まちづくりが推進されるべき。
- ・市のあらゆる計画や事業はユニバーサルデザインが前提になって進められるべき。
- ・場所によりバリアフリー化が二極化している面もあり，市内全域でのバリアフリー化をより推進・検討していくべき。
- ・工事や建物を建築する際は，事前に協議できる仕組みがあるとよい。

<ボランティア・地域支援>

【事業所】

- ・ 障がい福祉サービス以外にも、少しの時間だけ見守りをしてくれる、付き添いをしてくれるようなボランティアの方が地域にいてほしい。
- ・ 障がいのある人もない人もお互いが支え・支えられるような街になることが理想。

<医療>

【団体】

- ・ 障がいのある人を病院に連れて行くことが大変なのでオンラインで気軽に個別相談できるようなシステムの導入も検討していく必要がある。
- ・ リハビリの機会が減ると、筋力の低下や認知機能の低下を招くので、リハビリの機会の充実が必要。
- ・ 重症心身障害児者の市内緊急時搬送先の確保。

【事業所】

- ・ 病院とのさらなる連携が必要。

<災害時>

【団体】

- ・ 最近大雨や台風等の災害が多くなっているので、被害の最小化を目指した防災施策を強化してほしい。
- ・ 障がいのある人は通常の避難所に行けない人が多いため、障がいのある人の避難所での過ごし方について、防災担当課と連携して考えるべき。
- ・ 災害時要援護者台帳については運用方法等を見直すとともに、登録のメリットをもっと周知する必要がある。



課題

- 居場所・活動場所の確保
- 情報提供の充実
- 障がいへの理解促進のための広報活動の充実
- ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進
- ボランティアの確保
- 利用者のニーズに応える医療の確保・連携
- 災害時に備えた対策の充実

⑤ 障がい福祉サービスの課題

【主な意見】

【団体】

- ・技術革新に伴い、コミュニケーションツールなど新しい機能を備えた福祉用具も増えているため、日常生活用具の範囲等を見直してほしい。

【事業所】

- ・重度の障がいのある方でも利用できるショートステイが不足。
- ・生活介護の事業所が不足。
- ・地域で生活していくには、住まい、日中活動の場、日中活動後の居場所、余暇の充実が必要。
- ・家族介護者のレスパイトのために短期入所先を増やす必要がある。
- ・就労系サービスにおける在宅勤務、移動支援事業の利用範囲の見直しなどサービスが柔軟に利用できるように検討してほしい。
- ・新型コロナウイルス感染症を受け、今後「新しい生活様式」が推進される中で、福祉サービスのあり方も変わってくるので、どのように対応していくか検討が必要。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響の中で1事業所での支援の難しさを感じた。インフォーマル資源含め、あらゆる社会資源が重層的に協力しあい、総合的に支援していく必要がある。



課題

- 利用者のニーズに応じたサービス提供の充実
- 生活の場、日中活動の場の確保
- 家族介護者支援のためのケア体制の確保
- 事業所、行政、地域等の関係者間の連携強化

⑥ 発達障がいへの支援

【主な意見】

【事業所】

- ・発達障がいに関する相談が増えており、児童のサービス利用者も増加している。保護者の意識の変化もあり、サービスの利用希望者が多い。
- ・精神障がいのある人でも、ベースに発達障がいがあり、その2次障がいとしてうつ病などの精神障がいに罹患している人も多いため早期発見が重要。



課題

- 発達障がいの早期発見，早期対応の充実

⑦ 就労支援の課題

【主な意見】

<就労継続支援>

【団体】

- ・ 職場における周囲の理解が必要。

【事業所】

- ・ 就労のニーズは高まっている。
- ・ 一般就労と福祉的就労の作業内容の乖離が大きく、一般就労へつながっても定着しないことも多い。
- ・ 人それぞれに特性があるので、多様な就労の形（在宅勤務・短時間勤務など）があるとよい。
- ・ ジョブコーチでもよいが、職場に気軽に相談できたり、見守りやフォローをしてくれる人がいるとよい。

<就労先>

【団体】

- ・ 障がいの特性に応じた就労先の確保が必要。
- ・ 市から就労系事業所に対して積極的に仕事を依頼していく仕組みが必要。仕事がたくさんあれば、それだけ就労機会も増える。
- ・ 市役所のチャレンジ雇用の実施方法を見直してほしい（短期間ではなく継続雇用とする、障がい福祉課だけではなく様々な部署での就労など）。

【事業所】

- ・ 市役所を含めた市内の企業での就労体験実習、障がいのある人を受け入れてくれる企業が増えてほしい。
- ・ 一般就労のイメージができるよう、施設外就労ができる場が増えるとよい。



課題

- 就労継続ができるための支援充実
- 働きやすい就労環境・就労形態の整備
- 障がい特性に応じた就労先の確保
- 就労先の開拓のための民間との連携強化

第4章 成果目標の設定

1 施設入所者の地域生活への移行

【第5期障害福祉計画の進捗状況】

第5期障害福祉計画の目標値は、平成28年度末時点の施設入所者数67人から7人が地域へ移行し、また3人の施設入所者が減少することをそれぞれ見込んでいました。令和2年8月末時点で地域移行者数は5人、施設入所者数は5人減少しており、おおむね目標を達成しています。

【国が示す成果目標】

- ・令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする
- ・令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上減少することを基本とする

【第6期障がい福祉計画の目標値】

本市では、国の基本指針を踏まえつつ、地域生活への移行者数の目標値については国指針を超える8%に、また、施設入所者数の減少者数の目標値については国指針を超える4%（第5期障害福祉計画等の目標値と同率）に設定します。したがって、令和5年度末までの地域移行者数5人（基準人数63人の8%）、施設入所者数が3人（基準人数63人の4%）減少することを目標値として設定します。

項目	数値	考え方
基準時点の施設入所者数 (A)	63人	令和元年度末の施設入所者数
【目標年度】 令和5年度 施設入所者数 (B)	60人	令和5年度末時点の施設入所者数
【令和5年度目標値】 地域生活移行者数 (C)	5人 8%	施設入所から地域生活に移行した人の数 $(C) \div (A) \times 100$
【令和5年度目標値】 施設入所者の減少数	3人 4%	$(A - B)$ $(A - B) \div (A) \times 100$

2 ※精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【第5期障害福祉計画の進捗状況】

第5期障害福祉計画の目標値は、令和2年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを見込んでいました。令和元年度までは、年に一度、「阪神南圏域地域移行・地域定着支援推進協議会」を開催していますので目標は達成しています。

【国が示す成果目標】

- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場の1年間の開催回数の見込みの設定（※障がい保健福祉圏域/市町村）
- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場へ関係者の参加者数の見込みの設定（障がい保健福祉圏域/市町村）
- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（障がい保健福祉圏域/市町村）
- ・精神障がいのある人の地域移行支援の利用者数の見込みの設定
- ・精神障がいのある人の地域定着支援の利用者数の見込みの設定
- ・精神障がいのある人の共同生活援助（グループホーム）の利用者数の見込みの設定
- ・精神障がいのある人の自立生活援助の利用者数の見込みの設定

【第6期障がい福祉計画の目標値】

保健・医療・福祉関係者による協議の場については、引き続き年に一度開催するものとします。また、参加者数等については、芦屋健康福祉事務所が主催となっているため、本市としての見込み量は設定しません。

精神障がいのある人の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数の見込みについては、次の表のとおり見込み量を設定します。

なお、障がい者基幹相談支援センターが中心となって取り組んでいる地域移行・地域定着支援についても、引き続き精神障がいのある人が入院している病院に対する働きかけを行うとともに、地域で安心して暮らせるよう体制整備も含め、総合的な支援を行うことができるよう県と目標達成に向け、連携を進めていきます。

項目	単位	見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	1	1	1	1
精神障がいのある人の地域移行支援	人/年	3	3	3	4
精神障がいのある人の地域定着支援	人/年	1	1	1	1
精神障がいのある人の共同生活援助	人/年	13	14	14	15
精神障がいのある人の自立生活援助	人/年	1	1	1	1

3 ※地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【第5期障害福祉計画の進捗状況】

第5期障害福祉計画等の目標として、平成30年度末までに地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備するとしていましたが、地域生活支援拠点等は平成30年12月に整備済みとなっています。

【国が示す成果目標】

- ・地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする

【第6期障がい福祉計画の目標値】

本市では、地域生活支援拠点等については平成30年12月に整備済みとなっていますので、引き続き拠点を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回運用状況の検証及び検討を実施します。

項目	単位	見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の整備	—	整備済み	整備済み	整備済み	整備済み
拠点機能の充実に向けて、運用状況の検証・検討	回/年	—	1	1	1

4 福祉施設から一般就労への移行等

【第5期障害福祉計画の進捗状況】

第5期障害福祉計画の目標値は、令和2年度末の一般就労への移行実績を9人、また、就労移行支援の利用者数に関する目標については、令和2年度末の就労移行支援利用者数を17人として設定していましたが、令和元年度末時点における福祉施設から一般就労への移行実績は20人、就労移行支援利用者数は42人と目標値を大きく上回っています。

【国が示す成果目標】

- ・福祉施設から一般就労への移行者数を，令和5年度末までに令和元年度実績の1.27倍以上を達成することを基本とする
- ・就労移行支援事業利用者のうち，一般就労への移行者数を，令和5年度末までに令和元年度実績の1.30倍以上を達成することを基本とする
- ・就労継続支援A型事業利用者のうち，一般就労への移行者数を，令和5年度末までに令和元年度実績の1.26倍以上を達成することを基本とする
- ・就労継続支援B型事業利用者のうち，一般就労への移行者数を，令和5年度末までに令和元年度実績の1.23倍以上を達成することを基本とする
- ・令和5年度末までの就労移行支援利用者数の見込みの設定
- ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち，7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする
- ・就労定着支援事業の就労定着率については，就労定着支援事業所のうち，就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする

【第6期障がい福祉計画の目標値】

本市では，就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する令和5年度末時点における目標値について，就労移行支援事業からの移行目標を20人，就労継続支援A型事業からの移行目標を5人，就労継続支援B型事業からの移行目標を2人とし，合計27人が一般就労へ移行するよう設定します。また，就労移行支援の利用者数に関する目標については，令和5年度末の就労移行支援利用者数を50人（令和元年度の利用実績から2割の増加）として設定します。

本計画より新たに目標設定された，「就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち，7割が就労定着支援事業を利用すること」については，令和5年度末における一般就労への移行者数を27人と見込んでいることから，その7割である19人を目標値として設定します。

就労定着支援事業の就労定着率については，就労定着支援事業所のうち，就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする目標については，現在市内に就労定着支援事業所がないことから，目標値は設定しません。

なお，就労支援については，引き続き阪神南障害者就業・生活支援センター，公共職業安定所と連携していきます。

項目	数 値	考 え 方
基準年度の就労移行支援事業から一般就労移行者数	15 人	令和元年度の就労移行支援事業から一般就労への移行者数
【令和5年度目標値】 目標年度の就労移行支援事業から一般就労移行者数	20 人	令和元年度の就労移行支援事業から一般就労への移行実績の1.30倍以上（20人以上）
基準年度の就労継続支援A型事業から一般就労移行者数	4 人	令和元年度の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数
【令和5年度目標値】 目標年度の就労継続支援A型事業から一般就労移行者数	5 人	令和元年度の就労移行継続支援A型事業から一般就労への移行実績の1.26倍以上（5人以上）
基準年度の就労継続支援B型事業から一般就労移行者数	1 人	令和元年度の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数
【令和5年度目標値】 目標年度の就労継続支援B型事業から一般就労移行者数	2 人	令和元年度の就労移行継続支援B型事業から一般就労への移行実績の1.23倍以上（2人以上）
基準年度の就労系事業から一般就労移行者数	20 人	令和元年度の就労系事業から一般就労への移行者数
【令和5年度目標値】 目標年度の就労系事業から一般就労移行者数	27 人	令和元年度の就労系事業から一般就労への移行実績の1.27倍以上（26人以上） ※各事業を合算した数値を目標値とする
【令和5年度目標値】 就労移行支援利用者数	50 人	令和元年度の利用実績から2割増加した数値を目標値とする
【令和5年度目標値】 就労系事業から一般就労に移行する者の就労定着支援利用者数	19 人	令和5年度末の就労系事業から一般就労移行者の見込みの7割以上（19人以上）

5 障がい児支援の提供体制の整備等

【第1期障害児福祉計画の進捗状況】

第1期障害児福祉計画の目標値は、児童発達支援センターの整備及び保育所等訪問支援の体制の構築については、平成30年度末に整備済みとなっています。保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場については、令和2年10月時点で未設置となっていますので、令和2年度中に設置できるよう取り組んでいきます。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、阪神南障がい保健福祉圏域を中心にサービスを受けることができる体制を構築しています。

兵庫県が活動指標として示していました、「平成30年度末までに教育と福祉の協議の場の設置」及び「令和2年度末までに、障がいのある児童の相談窓口の設置」については、いずれも目標年度までに設置済みとなっています。

【国が示す成果目標】

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする
- ・令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする
- ・令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする（市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない）
- ・令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする

【第2期障がい児福祉計画の目標値】

国が示す成果目標を踏まえ、速やかに保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置に取り組みます。また、令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築については、すでに整備済みとなっていますので目標値は設定しませんが、実施状況については検証していきます。

なお、「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を

1か所以上確保すること」については、本市の限られた市域のなかに、すべての福祉資源を確保することが難しいため、引き続き阪神南障がい保健福祉圏域を中心に他市との連携強化を図っていきます。

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの検証	整備済み	すでに整備済みであるが、実施状況について検証していく
保育所等訪問支援の体制の構築	整備済み	すでに整備済みであるが、実施状況について検証していく
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所（居宅訪問型を含む）及び放課後等デイサービス事業所の確保	—	阪神南障がい保健福祉圏域を中心に他市との連携強化を図り、サービスを受けることができる体制を構築
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場（医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場）	—	令和3年度末までに協議の場を設定
医療的ケア児等に関するコーディネーターの設置	設置	令和5年度末までに設置

6 相談支援体制の充実・強化等

【国が示す成果目標】

- ・令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援（障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み）の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制（地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み及び地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込み）を確保することを基本とする

【第6期障がい福祉計画等の目標値】

相談支援体制の充実・強化については、すでに障がい者基幹相談支援センターを中心に実施していますが、第7次中期計画の重点プロジェクトとして「障がい者基幹相談支援センター機能の充実」を掲げていますので、引き続き専門的な相談支援、相談支援事業所への後方支援等、地域における相談支援の中核的な役割を担っている障がい者基幹相談支援センターの機能を充実させ、個別支援及び地域課題解決の取組、地域の相談支援体制の強化及び人材育成のための研修事業の展開などを図っていきます。

項目	数値	考え方
基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	整備済み	すでに整備済みであるが、地域の相談支援に対する支援について強化していく
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施済み	すでに実施済みであるが、支援を充実させていく
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言 ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援 ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施 	実施済み	すでに実施済みであるが、障がい者基幹相談支援センターが定例的に開催している相談支援連絡会において引き続き支援を継続していく

7 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

【国が示す成果目標】

- ・ 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する
- ・ 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する

【第6期障がい福祉計画等の目標値】

平成30年度より、障がい福祉サービスの質の向上を図るために、障がい福祉サービス等の情報公開制度が活用されているところですが、障がい福祉サービス等の多様化、障がい福祉サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者は利用者に対して、真に必要なサービスを適切に提供することが求められています。そのためにも、市の職員は兵庫県が実施する研修に参加するとともに、研修で得た情報等を市内事業所と共有していきます。

項目	数値	考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの質の向上を図るための体制確保 ・ 県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修や市町村職員に対して実施する研修の参加 ・ 自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有体制の整備 	—	障がい福祉サービスの質の向上を図るため、県が実施する研修を受講するとともに、研修で得た情報等を市内事業所と共有を図る

第5章 障がい福祉サービス等の見込量の設定

1 法定サービス

(1) 訪問系サービス

【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいにより常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護など、外出する際に必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、行動に著しい困難を有する人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などの複数のサービスを包括的に提供します。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護	時間/月	4,215	4,270	4,298	4,454
同行援護、行動援護 重度障害者等包括支援	人/月	152	154	155	157

* 令和2年度は見込み

【訪問系サービス見込量確保の方策】

○第5期障害福祉計画に、引き続き訪問系サービスの利用が伸びていることから、今後も利用の増加が見込まれます。引き続き障がいのある人が安心してサービスが利用できるよう、基盤整備に努めます。また、身体障がいや知的障がい、精神障がいの特性を十分理解し、対応できる従事者（ヘルパー）の養成・確保も重要であることから、県と連携し、研修会の情報発信など人材育成の取組を進め、サービスの質の向上に努めます。

(2) 日中活動系サービス及び訓練・就労系サービス

① 生活介護

【サービスの概要】

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日/月	3,150	3,169	3,190	3,210
	人/月	154	155	156	157

* 令和2年度は見込み

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立訓練 （機能訓練） （生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な身体障がいのある人、難病の人などが対象となります。生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がいのある人及び精神障がいのある人が対象となります。

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	見込み量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（機能訓練）	人日/月	25	25	25	25
	人/月	1	1	2	2
自立訓練（生活訓練）	人日/月	250	266	275	283
	人/月	15	16	16	17

* 令和2年度は見込み

③ 自立生活援助

【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用していた障がいのある人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	見込み量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	1	1	2	2

* 令和2年度は見込み

④ 就労移行支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、適性に合った職場への就労・定着を図るなどの支援を行います。

【サービスの見込み】

サービス名	単位	見込み量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人日/月	368	385	402	420
	人/月	21	22	23	24

* 令和2年度は見込み

⑤ 就労継続支援（A型）

【サービスの概要】

サービス名	内 容
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型については、雇用契約に基づいて就労することが可能な65歳未満の人が対象となります。

【サービスの見込み】

サービス名	単位	見込み量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（A型）	人日/月	1,017	1,036	1,055	1,095
	人/月	52	53	54	56

* 令和2年度は見込み

⑥ 就労継続支援（B型）

【サービスの概要】

サービス名	内 容
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人，一定の年齢に達している人などに対し，一定の賃金水準のもとで就労や生産活動の機会を提供し，知識・能力の維持向上を図るために必要な訓練などを行うサービスです。B型については，就労経験のある人や，就労移行支援事業等を利用したが一般就労が難しいと判断された人などが対象となります。このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識・能力が高まった人は，就労継続支援A型や一般就労への移行を目指します。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（B型）	人日/月	1,834	1,868	1,903	1,956
	人/月	105	107	109	112

* 令和2年度は見込み

⑦ 就労定着支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で，就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている人への課題解決に向け，事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	人/月	6	10	14	18

* 令和2年度は見込み

⑧ 療養介護

【サービスの概要】

サービス名	内 容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。長期入院による医療的ケアが必要な方が対象となります。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人/月	8	8	8	9

* 令和2年度は見込み

⑨ 短期入所

【サービスの概要】

サービス名	内 容
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。介護者のレスパイトサービスとしての役割も担います。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所	人日/月	225	294	308	322
	人/月	36	42	44	46

* 令和2年度は見込み

【日中活動系サービス及び訓練・就労系サービス見込量確保の方策】

- 「生活介護」については、利用者数、利用日数が増加しており、今後も特別支援学校の卒業生など利用者の増加が見込まれ、利用ニーズも引き続き増えていくことが想定されますので、サービス提供事業所との連携や情報提供等必要な基盤の確保を図ります。
- 「短期入所」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響もあり、令和2年度における見込量は減少に転じていると考えています。ただし、平成30年度、令和元年度においては、利用者数、利用日数が増加していることから、利用ニーズも新型コロナウイルス感染症の影響が落ち

着けば増加していくと見込まれますので、サービス提供事業所との連携や情報提供等必要な基盤の確保を図ります。

- 「自立訓練」については、機能訓練は横ばい、生活訓練増加傾向となっています。生活訓練については、今後も新たな利用者があることも想定されるため、利用ニーズの把握に努め、近隣自治体やサービス提供事業所と連携し、必要量の確保を図ります。
- 「就労移行支援」「就労継続支援A型・B型」「就労定着支援」については、いずれのサービスも利用者数、利用日数は増加しています。就労に関するニーズはここ数年大きく高まっているため、引き続き増加が見込まれることから、必要な基盤の確保を図りつつ、阪神南障害者就業・生活支援センターや相談支援専門員と連携を図り、本人の適正や希望に沿った仕事ができるよう、きめ細やかな支援を行います。また、「^{*}国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき定めた、本市の調達方針に則り、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達を推進していきます。
- 「療養介護」「自立生活援助」については、利用ニーズを把握しつつ、関係機関及びサービス提供事業所と連携し、必要量の確保を図ります。
- 障がいのある人の障がい福祉サービスから介護保険制度への移行が適切に行えるよう、関係機関と連携し芦屋市独自のグランドルール（支援体制）を構築します。また、^{*}共生型サービスについて、ニーズの把握に努めるとともに、サービス導入に係る課題を整理し、市内事業者と連携した取組を推進します。

(3) 居住系サービス及び相談支援サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

【サービスの概要】

サービス名	内 容
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を営む住居で、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護などの支援、相談その他の日常生活上の援助を行います。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人/月	56	58	59	61

* 令和2年度は見込み

② 施設入所支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	人/月	62	61	61	60

* 令和2年度は見込み

③ 計画相談支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人を対象に、サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定前後の連絡調整及び「サービス等利用計画」の作成を行うとともに、作成された「サービス等利用計画」が適切かどうか定期的なモニタリングを行います。

【サービスの見込み】

サービス名	単位	見込み			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	142	144	146	148

* 令和2年度は見込み

④ 地域移行支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人を対象に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援など、施設・病院から退所・退院して地域生活に円滑に移行できるように支援を行います。

【サービスの見込み】

サービス名	単位	見込み			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	人/年	3	3	3	4

* 令和2年度は見込み

⑤ 地域定着支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
地域定着支援	障がい者支援施設等や精神科病院から退所・退院した人や、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などを対象に、地域生活が継続できるように常時の相談や緊急時の訪問などの支援を行います。

【サービスの見込み】

サービス名	単位	見込み			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域定着支援	人/年	1	1	1	2

* 令和2年度は見込み

【居住系サービス及び相談支援サービス見込み確保の方策】

- 「共同生活援助（グループホーム）」については、利用者数が増加している状況となっています。
今後も障がい者支援施設からの退所や精神科病院からの退院による地域生活への移行、家族介護者の高齢化や親亡き後も身近な地域で暮らすことができるよう、計画期間中の新規開設事業所等との連携により、利用ニーズに応じた必要量を確保します。
- 「施設入所支援」については、成果目標に掲げられている数値に合わせていますが、一定数の利用ニーズはありますので、引き続きセーフティネットとしての施設は必要であると考えます。
- 「計画相談支援」については、引き続き障がい福祉サービスを利用する人の増加が見込まれることから、事業者の参入を促進し、提供体制の充実を図ります。また、相談支援従事者に対する研修の情報提供等相談支援専門員の育成に努めます。
- 「地域移行支援」「地域定着支援」については、芦屋市基幹相談支援センターを中心に、芦屋健康福祉事務所と連携を図るなど、引き続き必要な体制の確保を図ります。

(4) 障がい児支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
障害児相談支援	障がいのある児童が児童発達支援、放課後等デイサービス等を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、サービス利用後に一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
児童発達支援 医療型児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う障がいのある児童の通所施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等のために通所支援を利用することが困難な障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施するサービスです。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がいのある児童の自立促進、放課後等の居場所づくりを行うサービスです。
保育所等訪問支援	児童指導員や保育士が保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所職員等に対し、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスです。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人/月	76	81	86	90
児童発達支援	人日/月	521	547	567	573
	人/月	64	66	68	69
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	2	4
	人/月	0	0	1	2
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	2	4
	人/月	0	0	1	2
放課後等デイサービス	人日/月	1,261	1,307	1,333	1,355
	人/月	127	131	133	136
保育所等訪問支援	人日/月	39	48	53	58
	人/月	33	41	45	49

* 令和2年度は見込み

【障がい児支援サービス見込量確保の方策】

- 「児童発達支援」、 「放課後等デイサービス」の利用者数及び利用量は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響もあり、令和2年度における見込量は減少に転じると考えています。ただし、平成30年度、令和元年度においては、利用者数、利用日数が増加していることから、利用ニーズも新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着けば増加していくと見込まれます。障がいのある児童の療育支援や生活支援において重要なサービスであることから、サービス提供事業所と連携し、必要な基盤の確保を図ります。なお、「放課後等デイサービス」は事業所数が急増しており、量的な確保が進んできたことから、今後は質的な向上の推進に努めます。
- 「保育所等訪問支援」の利用者数及び利用量は、第1期障害児福祉計画の見込量を大きく上回っています。保育所等訪問支援を実施することにより、障がいのある児童が安定して保育所等を利用することができるため、今後も利用ニーズは高まると見込んでいます。
- 「障害児相談支援」については、児童発達支援、放課後等デイサービスなどを利用する障がいのある児童に相談支援を実施し、適切な相談支援が提供できるように、相談支援事業所と連携し、必要な体制を確保します。
- 「医療型児童発達支援」、 「居宅訪問型児童発達支援」については、市内及び近隣市にサービスを提供することができる事業所が少ないため、これまで利用はありませんが、引き続き利用ニーズを把握しつつ、必要な基盤の確保を図ります。

2 地域生活支援事業

(5) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

【サービスの概要】

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	市町村が実施する地域社会の住民に対して障がいのある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。

【サービスの見込み】

サービス名	見込み			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施

* 令和2年度は見込み

② 自発的活動支援事業

【サービスの概要】

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域の住民の方などが地域において自発的に行う活動（ボランティア活動、災害対策、ピアサポート等）を支援します。

【サービスの見込み】

サービス名	見込み			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施

* 令和2年度は見込み

③ 相談支援事業

【サービスの概要】

サービス名	内容
相談支援事業	障がいのある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や、その早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

【サービスの見込み量】

サービス名		見込み量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援	障害者相談支援事業	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
	基幹相談支援センター	設置	設置	設置	設置
	基幹相談支援センター機能強化事業	1か所	1か所	1か所	1か所
	住居入居等支援事業	実施	実施	実施	実施

* 令和2年度は見込み

④ 成年後見制度利用支援事業

【サービスの概要】

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	親族がない等により本人による成年後見制度の申立てが困難な障がいのある人に、市が代わって成年後見審判の申立てを行います。また、費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人に、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	見込み量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	件/年	3	4	4	5

* 令和2年度は見込み

⑤ 意思疎通支援事業

【サービスの概要】

サービス名	内容
意思疎通支援事業	聴覚、音声言語機能、視覚等の障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣、手話通訳者の設置等により、意思疎通の仲介等の支援を行います。

【サービスの見込み】

サービス名	単位	見込み			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	回/年	220	230	240	250

* 令和2年度は見込み

⑥ 日常生活用具給付等事業

【サービスの概要】

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人の日常生活上の便宜を図るための用具について、給付又は修理を行います。

【サービスの見込み】

サービス名	単位	見込み			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件/年	2	3	4	5
自立生活支援用具	件/年	13	14	15	15
在宅療養等支援用具	件/年	18	20	22	24
情報・意思疎通支援用具	件/年	12	13	15	16
排泄管理支援用具	件/年	1,273	1,278	1,285	1,298
住宅改修費	件/年	3	3	4	4

* 令和2年度は見込み

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。

【サービスの見込み】

サービス名	単位	見込み			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年		20		20

* 令和2年度は見込み

⑧ 移動支援事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
移動支援事業	屋外の移動が困難な障がいのある人等に対して、社会参加を促進するため、外出のための支援を行います。

【サービスの見込み】

サービス名	単位	見込み			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	時間/年	42,000	44,500	44,600	44,700
	人/年	140	168	170	173

* 令和2年度は見込み

⑨ 地域活動支援センター事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市内実施箇所数	箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
市内実利用者数	人/年	70人	71人	71人	72人
市外実施箇所数	箇所	4箇所	4箇所	5箇所	6箇所
市外実利用者数	人/年	6人	7人	8人	9人

* 令和2年度は見込み

【必須事業の見込量確保の方策】

- 「理解促進研修・啓発事業」については、令和3年1月に施行した「芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」の内容等を「広報あしや」や市のホームページ等の広報媒体を活用した啓発を推進します。また、障がい福祉に関する情報を集約したポータルサイト「あしやねっと♪」を活用し、市内で開催されているイベント・講座等の案内、事業所・障がい団体等の紹介を実施していきます。
- 「自発的活動支援事業」については、障がい者団体の活動を支援するための助成、自立支援協議会を中心としたボランティアの育成、また、社会福祉協議会と連携しボランティア活動を支援するなど、引き続き障がいのある人、その家族、地域の住民の方などが地域において自発的に行う活動を支援していきます。
- 「相談支援事業」については、障がい者基幹相談支援センターを中心に、引き続きサービス提供事業所と連携し、必要な相談支援を実施します。また、自立支援協議会を中心に、障がいのある人が地域で安心して暮らすための体制づくりや地域課題の解決に取り組みます。
- 「成年後見制度利用支援事業」については、^{*}権利擁護支援センター等との連携により、必要な人が適切に利用することができるよう、障がいのある人向けのリーフレットを活用した周知・啓発に努め利用の促進を図ります。また、成年後見制度の利用においては、意思決定支援を重視した後見活動が行われるよう、支援体制の構築に努めます。
- 「意思疎通支援事業」、「手話奉仕員養成研修事業」については、障がいのある人の意思疎通の向上を図る必要があることから、担い手となる手話奉仕員の養成研修を実施し、制度周知に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症予防対策及び災害等有事の際、手話通訳者等の派遣が困難な状況にも対応できるよう、遠隔手話サービスも併せて運用します。また、障がいのある人の社会参加の促進に向け、市が主催する講演会等における、手話通訳、要約筆記者の派遣を積極的に実施します。
- 「日常生活用具給付等事業」については、在宅における障がいのある人の生活の質の向上に向け、

利用ニーズを把握し、近隣市との連携を図りながら、障がいの特性に合わせた適切な用具の給付を行います。

- 「移動支援事業」については、障がいのある人の社会参加を支援するサービスとして今後もサービス量の増加が見込まれます。相談支援専門員等と連携し、サービスの目的に応じた利用促進を図ります。

(6) 任意事業

【サービスの概要】

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	地域における重度障がいのある人の生活を支援するため、入浴サービスを提供し、重度障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
日中一時支援事業	家庭の事情により、家族の支援が受けられないときや一時的な休息を目的に、知的障がいのある人の活動の場を社会福祉施設等で提供する事業です。
生活訓練等事業	障がいのある児童の生活の質的向上を図るため、日常生活上必要な訓練や指導等を行います。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業や自立訓練事業等を利用している人の社会復帰を促進するため、一定の要件を満たす場合に更生訓練費を支給します。
スポーツ・レクリエーション活動支援事業	レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がいのある人等がスポーツに触れる機会を提供するため、運動会等を開催し、障がいのある人等が社会参加を行うための環境の整備や必要な支援を行います。
文化芸術活動振興事業	障がい者等の文化芸術活動を振興するため、障がいのある人等の作品展など文化芸術活動の機会を提供するとともに、障がい者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある人等のために、点訳、音声訳等により、行政情報等、障がいのある人が地域生活をする上で、必要度の高い情報等を提供します。
自動車運転免許取得費助成事業	障がいのある人の就労と行動範囲の拡大等により、生活の向上を図るため、自動車の運転免許を取得するために要した費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	就労等に伴い自動車を取得し、その自動車を改造する必要がある場合、その改造費の一部を助成します。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	回/年	170	185	190	195
日中一時支援事業	回/年	1,800	1,920	1,955	1,990
	人/年	50	52	53	54
生活訓練等事業	回/年	1,450	1,470	1,480	1,490
	人/年	200	205	208	210
更生訓練費給付事業	人/年	34	36	39	42
スポーツ・レクリエーション活動支援事業	回/年	0	1	1	2
文化芸術活動振興事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施
点字・声の広報等発行事業	人/年	32	32	33	33
自動車運転免許取得費助成事業	人/年	2	2	2	2
自動車改造費助成事業	人/年	2	2	2	2

* 令和2年度は見込み

【任意事業の見込量確保の方策】

- 任意事業については、障がいのある人等の日常生活、社会生活における自立した生活が行えるよう、必要な事業を実施するとともに、適切なサービス提供ができるよう事業の周知を図り、利用促進に努めます。
- 視覚に障がいのある人が必要な情報をより多く入手するために、点字や声の広報について、身体障害者手帳交付時に直接的な案内等の周知、登録勧奨を引き続き実施します。
- 「生活訓練等事業」については、障がい児機能訓練の利用者は年々増加しており、今後も利用希望の増加は見込まれます。利用ニーズを踏まえ、障がい児支援サービス提供事業所や、相談支援専門員、教育関係機関等と連携し、円滑な事業実施に努めます。
- 「スポーツ・レクリエーション活動支援事業」については、コロナ禍を機にこれまで実施してきた「ふれあい市民運動会」等の事業を見直し、芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドラインに則った事業を検討実施していきます。

○「文化芸術活動振興事業」については、保健福祉センター等で開催する障がい児・者作品展の市民への広報や運営などの支援を行います。また、障がい児・者作品展に限らず、障がい児・者による芸術作品等の発表機会を創出していきます。

3 その他取組事項

・発達障がいのある人等に対する支援

【サービスの見込量】

項目	目標（令和5年度末）
※ペアレントトレーニングや※ペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	8人
※ペアレントメンターの人数	1人
※ピアサポートの活動への参加人数	1人

【発達障がいのある人等に対する支援の見込量確保の方策】

○発達障がい者児の早期発見・早期支援には、発達障がい者児及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、家庭療育支援講座を実施します。

○ペアレントメンターの人数及びピアサポートの活動への参加人数については、現在ペアレントメンター養成研修やピアサポートに対する活動支援等を実施していないため、まずはどのような事業を実施するかについて検討していきます。

第6章 計画の推進体制

1 庁内の推進体制

この計画を推進するに当たっては、障がいのある人等のサービスを担う障がい福祉分野や児童福祉分野に限らず、保健・医療をはじめ、人権、雇用、教育、住宅等多様な分野との連携が必要となります。そのため、関係各課との連携、調整を図りながら計画を推進します。

2 地域との連携

この計画を推進していくに当たっては、地域の理解と協力が必要不可欠となります。そのため、自治会や社会福祉協議会をはじめ、医療機関等の関係機関、※民生・児童委員や地域団体、障がい者団体、サービス提供事業所、企業等との連携を図ります。

3 県及び近隣自治体等との連携

この計画の推進に当たっては、サービスの調整や効果的なサービス提供基盤の整備、人材の育成、就労支援等、広域的な対応が必要となります。そのため、障がい保健福祉圏域である尼崎市や西宮市、さらには阪神地域である伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町及び兵庫県との連携を図ります。

4 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくためには、計画の進捗管理を適切に行い、計画の評価や新たな課題への対応等を行っていくことが重要となります。そのため、「計画の立案（PLAN）」⇒「事業の実施（DO）」⇒「事業の評価・検証（CHECK）」⇒「計画の改善（ACT）」のPDCAサイクルによる循環的マネジメントを実施し、毎年度、目標達成状況、サービス利用量等の進行状況について取りまとめを行うとともに、自立支援協議会から意見を聴取し、計画の点検・評価を行うことで、着実な計画推進を図ります。PDCAサイクルによる点検・評価の結果については、市ホームページ等で公表します。

資料編

1 芦屋市第6期障がい福祉計画・芦屋市第2期障がい児福祉 計画策定経過

開催（実施）日	開催（実施）事項	内 容
令和2年1月24日	第1回策定委員会	アンケート調査の内容について
2月25日～3月13日	対象者意識調査	対象者1,420人を対象に郵送による調査実施
7月1日～7月21日	対象者意識調査	関係団体等に対しインタビュー調査を実施
7月29日	第2回策定委員会	アンケート結果報告
8月27日	第3回策定委員会	障害者（児）福祉計画素案の検討
10月6日	第4回策定委員会	障害福祉計画素案の検討
10月28日	第5回策定委員会	障害者（児）福祉計画・障害福祉計画素案の検討
11月2日	第1回推進本部幹事会	障害者（児）福祉計画・障害福祉計画素案の検討
11月9日	第1回推進本部会議	障害者（児）福祉計画・障害福祉計画素案の検討
11月18日	第1回社会福祉審議会	障がい者（児）福祉計画・障がい福祉計画素案の検討
12月2日	民生文教常任委員会	障がい者（児）福祉計画・障がい福祉計画原案の報告
令和2年12月14日 ～令和3年1月22日	市民意見の募集	閲覧期間・意見募集期間
1月20日	第6回策定委員会	パブリックコメントの結果報告 計画原案策定
1月29日	第2回推進本部幹事会	両計画原案の検討
2月1日	第2回推進本部会議	両計画原案の検討
2月10日	第2回社会福祉審議会	両計画原案の諮問
3月	民生文教常任委員会	両計画原案の報告

2 芦屋市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、芦屋市障害福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、芦屋市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他設置目的達成のため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者又は団体から選出された者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療関係者
- (3) 障がい者関係団体
- (4) 社会福祉団体
- (5) 社会福祉事業従事者
- (6) 市民
- (7) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定の日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長の指名により定める。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見等を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、障がい福祉に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

3 芦屋市第6期障害福祉計画・芦屋市第2期障害児福祉計画

策定委員会委員名簿

区分	氏名	所属団体・機関での役職名
学識経験者	◎木下隆志	兵庫県立大学大学院 教授
保健・医療関係者	土田陽三	一般社団法人芦屋市医師会 理事
障がい者関係団体	松本有容	芦屋市身体障害者福祉協会 会長
	朝倉己作	NPO法人芦屋市手をつなぐ育成会 理事長
	能瀬仁美	芦屋市身体障害児者父母の会 会長
	森愛子	芦屋家族会 副会長
社会福祉団体	岡本直子	芦屋市民生児童委員協議会 会長
	加納多恵子	社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会 会長
社会福祉事業従事者	○堺 孰	社会福祉法人三田谷治療教育院 理事 兼 相談役
	三芳学	障がい者基幹相談支援センター
	福田晶子	芦屋市自立支援協議会 (居宅介護事業所「すずな」代表)
	榊田真史	芦屋市自立支援協議会 (児童デイサービス「まいきっず芦屋精道」管理者)
市民	遠藤哲也	公募市民
行政	安達昌宏	芦屋市福祉部長
オブザーバー	田中友巳	芦屋健康福祉事務所 地域保健課長
敬称略 ◎委員長 ○副委員長		

4 芦屋市障害福祉計画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 芦屋市障害福祉計画を策定し、計画の実現を目指す施策を総合的に推進するため、芦屋市障害福祉計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 芦屋市障害福祉計画の策定及び総合的な推進に関すること。
- (2) 芦屋市障害福祉計画に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。
- 3 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部に、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、福祉部長をもって充て、副委員長は、福祉部地域福祉課長をもって充てる。
- 4 委員長は、幹事会を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第6条 幹事会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会員は、委員長が指名する。
- 3 部会長は、福祉部障がい福祉課長をもって充てる。
- 4 部会長は、専門部会を主宰する。
- 5 部会長が必要と認めるときは、専門部会委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、障がい福祉に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

教育長
技監
企画部長
総務部長
総務部参事（財務担当部長）
市民生活部長
福祉部長
こども・健康部長
都市建設部長
都市建設部参事（都市計画・開発事業担当部長）
上下水道部長
市立芦屋病院事務局長
消防長
教育委員会管理部長
教育委員会学校教育部長
教育委員会社会教育部長

別表第 2（第 5 条関係）

企画部政策推進課長
企画部市民参画課長
総務部財政課長
市民生活部人権・男女共生課長
市民生活部地域経済振興課長
市民生活部保険課長
福祉部主幹（社会福祉協議会担当課長）
福祉部主幹（地域共生推進担当課長）
福祉部福祉センター長
福祉部高齢介護課長
こども・健康部子育て推進課長
こども・健康部主幹（子育て施設担当課長）
こども・健康部健康課長
都市建設部道路・公園課長
都市建設部防災安全課長
都市建設部都市計画課長
都市建設部住宅課長
市立芦屋病院事務局総務課長
消防本部総務課長
教育委員会管理部管理課長
教育委員会学校教育部学校教育課長
教育委員会社会教育部生涯学習課長

5 芦屋市障害福祉計画推進本部員名簿

所属	氏名
【本部長】市長	伊藤 舞
【副本部長】副市長	佐藤 徳治
教育長	福岡 憲助
技監	長田 二郎
企画部長	田中 徹
総務部長	川原 智夏
総務部参事（財務担当部長）	今道 雄介
市民生活部長	森田 昭弘
福祉部長	安達 昌宏
こども・健康部長	岸田 太
都市建設部長 都市建設部参事（都市計画・開発事業担当部長）	辻 正彦
上下水道部長	古田 晴人
市立芦屋病院事務局長	阪元 靖司
消防長	小島 亮一
教育委員会管理部長	本間 慶一
教育委員会学校教育部長	井岡 祥一
教育委員会社会教育部長	中西 勉

6 芦屋市障害福祉計画推進本部幹事会委員名簿

所属	氏名
【委員長】福祉部長	安達 昌宏
【副委員長】福祉部地域福祉課長	山川 尚佳
企画部政策推進課長	大上 勉
企画部市民参画課長	川口 弥良
総務部財政課長	岡崎 哲也
市民生活部人権・男女共生課長	田中 尚美
市民生活部地域経済振興課長	森本 真司
市民生活部保険課長	北條 安希
福祉部主幹（社会福祉協議会担当課長）	中山 裕雅
福祉部主幹（地域共生推進担当課長）	吉川 里香
福祉部福祉センター長	永瀬 俊哉
福祉部高齢介護課長	篠原 隆志
こども・健康部子育て推進課長	小川 智瑞子
こども・健康部主幹（子育て施設担当課長）	茶嶋 奈美
こども・健康部健康課長	細井 洋海
都市建設部道路・公園課長	岡本 和也
都市建設部防災安全課長	石濱 晃生
都市建設部都市計画課長	白井 宏和
都市建設部住宅課長	平見 康則
市立芦屋病院事務局総務課長	上田 剛
消防本部総務課長	北村 修一
教育委員会管理部管理課長	山川 範
教育委員会学校教育部学校教育課長	木下 新吾
教育委員会社会教育部生涯学習課長	長岡 良徳

7 芦屋市社会福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第4条の規定に基づき、芦屋市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

8 芦屋市社会福祉審議会委員名簿

区分	氏名	所属団体・機関での役職名
知識経験者	◎佐々木 勝一	神戸女子大学 教授
	○平野 隆之	日本福祉大学大学院 特任教授
	小野セレスタ摩耶	滋慶医療科学大学院大学 准教授
	河盛 重造	芦屋市医師会 副会長
	佐瀬 美恵子	桃山学院大学 非常勤講師
市議会議員	中島 健一	芦屋市議会 議長
	青山 暁	芦屋市議会民生文教常任委員会 委員長
社会福祉団体等の代表者	加納 多恵子	芦屋市社会福祉協議会 会長
	東郷 明子	芦屋市民生児童委員協議会 副会長
	大嶋 三郎	芦屋市老人クラブ連合会 会長
	針山 大輔	芦屋市精道高齢者生活支援センター 基幹的業務担当主査
	辻原 永子	認知症の人をささえる家族の会 あじさいの会
	杉田 俱子	芦屋市身体障害者福祉協会 副会長
	納谷 周吾	芦屋市自治会連合会
	脇 朋美	芦屋市権利擁護支援センター センター長
	桑田 敬司	芦屋市商工会 副会長
	橋野 浩美	特定非営利活動法人あしやNPOセンター 事務局長
佐藤 アケミ	地域福祉アクションプログラム推進協議会 副会長	
市民	田中 隆子	市民委員
行政関係者	谷口 稔彦	兵庫県西宮こども家庭センター 所長
市職員	佐藤 徳治	芦屋市 副市長
	安達 昌宏	芦屋市 福祉部長

敬称略 ◎委員長 ○副委員長

9 用語集

【あ行】

■アセスメント

利用者の課題分析のため、本人の意思や生活実態などを正しく把握するために行われる評価・査定のこと。

■インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある人が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

【か行】

■基本指針

障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために、厚生労働大臣が作成するもの。障害福祉計画・障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成する。

■共生型サービス

同一の事業所で介護保険と障がい福祉のサービスを提供するサービス。ホームヘルプやデイサービス、ショートステイなどが対象とされている。障がいのある人が使い慣れた事業所を65歳になってもそのまま利用できることとあわせ、地域の需要に応じた介護保険・障がい福祉サービスを提供する事業所が増えることが期待される。

■国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律

国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る。

■権利擁護支援センター

保健福祉センター内にある高齢者・障がいのある人などの権利擁護に関する相談から支援までを一元的、専門的に対応する機関。

【さ行】

■児童福祉法

児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努め、ひとしくその生活を保障し、愛護することを理念とし、児童保護のための禁止行為や児童福祉司・児童相談所・児童福祉施設などの諸制度について定めた法律。

■障がい支援区分

障がいの多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。

■障がい者基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がいのある人の相談を総合的に行い、また、地域の相談支援事業所間の連絡調整や関係機関との連携し、地域課題の解決を行う機関。

■障害者基本法

昭和45年（1970年）に制定。障がい者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障がいを、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者と定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障がいのある人に関わる施策の基本となる事項を定め、障がいのある人の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目的としている。

■障害者就業・生活支援センター

障がいのある人の雇用支援と生活支援を行う事業所。生活相談、就労相談、関係機関への同行支援などを行っている。

■障がい者相談支援事業所

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日常生活での悩みや障がい福祉サービスの利用等について相談支援を行う事業所。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設した法律。平成18年（2006年）4月施行。平成24年（2012年）6月

より名称変更（旧法律名は障害者自立支援法）。

■障がい保健福祉圏域

障がい福祉施策を進めるに当たって、単独の市町村では対応が困難な事業などを複数の市町村が連携を図りながら地域のニーズに対応したサービスを提供してため、県が複数の市町村ごとに圏域を設定する。

■精神障がい者地域移行推進連絡会議

精神障がいのある人が、住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、長期入院患者の地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進するための体制づくりを行う会議。

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう医療（精神科医療、一般医療）、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に提供されるシステムの構築を目指す。

■成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」）を選ぶことで本人を法的に支援する制度。判断能力に応じて「後見」、「補佐」、「補助」の3制度がある。中でも援助者が一般市民の場合を「市民後見人」、法人が援助者の場合を「法人後見」という。なお、成年後見制度が十分に利用されていないことに鑑み、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28（2016年）5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されている。

【た行】

■地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

■地域生活支援拠点等

障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人等の地域生活支援を推進する観点から、障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組み。

■特別支援学級・通級指導教室

障がいのある幼児，児童，生徒対して，一人ひとりの教育的ニーズを把握し，適切な指導及び必要な支援を行うもの。少人数の学級編制を行い，きめ細かな指導を行う「特別支援学級」で受ける場合と，各教科の指導は主として通常の学級で受け，障がいに応じた指導を行う「通級指導教室」に通う場合がある。

【は行】

■バリアフリー

高齢者，障がいのある人の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し，両者が自由に活動できる生活空間のあり方。一般的には建物の段差等の「物理的なバリア」を指すことが多いが，「制度的なバリア」「文化・情報面でのバリア」「意識上のバリア」等があり，これらのバリアをなくしていくことが求められている。

■ピアサポート

「ピア」とは仲間という意味で，障がい・病気・不登校などの共通の生活課題を抱える人たち同士で情報や体験を共有して課題を抱えて生きる，あるいは課題の軽減を目指して支え合うことを指す。障がいのある人や同じ立場にある人が相談にあたるため，当事者にとっては相談しやすく，カウンセラーは自らの経験を生かして情緒的な面を含めた支援ができる。相談者の自己信頼の回復を支援するとともに，相談を受ける側もカウンセラーとして自立できることに大きな意義がある。ピアサポートは同じ立場にあることが大きなポイントであり，互いに共感しやすいことから孤立感を防ぐためにも有効な手段の1つとなっている。

■ペアレントトレーニング

保護者の方々が，子どもとのより良い関わり方を学びながら，日常の子育ての困りごとを解消し，楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムのこと。

■ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者，仲間関係を築くことに困っている保護者などを，地域の支援者（保健師・保育士・福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定されたグループプログラムのこと。

■ペアレントメンター

メンターとは「信頼のおける相談相手」のこと。ペアレントメンターとは，自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し，かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。

【ま行】

■民生・児童委員

地域の中から選ばれ、自治体の推薦会を経て厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。自らも地域住民の一員として、地域を見守り、地域の身近な相談に応じ、必要な支援が受けられるよう専門機関とのつなぎ役も担う。また、児童福祉法により児童委員を兼ねる。